

いわゆる因幡国戸籍の成立と伝来

渡 辺 晃 宏

はしがき

いわゆる因幡国戸籍は、正倉院文書正集第二九巻表の第一五紙から第一八紙として収められている八世紀の公文書である。身分変動の追記があり、戸籍というよりはむしろ計帳歴名としての性格が強い文書とみられる。当年の計帳歴名作成に際し、前年の計帳歴名を元に年齢を加算した文書を作成し、ここにそれ以後に明らかになった身分変動を書き加えていった、当年計帳歴名作成の原簿ともいべき資料である。その上で、「因幡／国印」または「因幡／倉印」の印文をもつ朱印が疎らではあるが全面に捺されておき、公文書としての効力を期待された文書である（以下、本稿の記述では、便宜的に通称の「因幡国戸籍」の名称を用いることとする）。

因幡国戸籍が伝来したのは、正倉院文書に含まれる戸籍・計帳・正税帳などの他の公文と同様に、裏が皇后宮職ないし造東大寺司系統の写経所で二次利用された結果である。現在裏に見られる宝亀三年（七七二）三月の

韓国形見解（釈文は『大日本古文書』編年文書巻六、三〇八―三一頁）としては原形を保った状態にあるとみられるが、二次利用の際に一度切り貼りが行われていて、第一五紙から第一七紙までの三紙は因幡国戸籍として本来の接続を保つが、第一八紙は韓国形見解としては当初の接続を保つものの、因幡国戸籍としては断絶がある。

正倉院文書に含まれる多くの公文は天平一五年（七四三）から天平二一年（七四九）にかけて、金光明寺写経所で互いに有機的な関連をもつ形で二次利用されている。⁽²⁾これに対し、因幡国戸籍の場合は、二次利用の年代が宝亀三年（七七二）と遅く、正倉院の写経所文書としては最末期に属する。この時期の写経事業は奉写一切経所による一切経書写で、韓国（辛国とも書く）形見は宝亀三年から五年にかけて校生として、また事業を統括する案主としての役割も果たすべく活躍した写経生である。奉写一切経所の写経事業の帳簿はまとまった形で残されているが、公文を二次利用したものは他になく、資料の来歴としてやや孤立している感がある。

因幡国戸籍に関する基礎的なデータとしては、『大日本古文書』編年文書

卷一に養老五年類載「因幡戸籍」として収録された釈文、宮内庁製作のマイクロフィルム（当該部分の撮影は一九六四年）、竹内理三氏らによる原本調査の報告（『正倉院戸籍調査概報』『史学雑誌』六八―三、一九五九年。

「正倉院戸籍調査概報（続一）」「史学雑誌」六九―二、一九六〇年）があり、そして現在では『正倉院古文書影印集成』として鮮明な写真と原本調査による知見が公開されている（因幡国戸籍を収める正集第二九巻を含む正集二・四の公刊は、一九九〇年）。

一方、研究としては、倉印に着目した岸俊男氏の研究（『倉印管見』『日本古代籍帳の研究』一九七三年、塙書房刊、所収〔初出は一九六七年〕。以下、岸氏の見解は全てこれによる）や、七六二年（天平宝字六）の計帳とする松崎英一氏の研究（『所謂「因幡国戸籍」の作成年次』財団法人古代学協会『古代文化』二七―一、一九七五年。以下、松崎氏の見解は全てこれによる）のほか、樋口知志「所謂「因幡国戸籍」について」（『東北史学会「歴史」』六五、一九八五年。以下、樋口氏の見解は全てこれによる）があるに過ぎないのが現状で、残念ながら『正倉院古文書影印集成』で報告されている文書としての知見に基づいて、因幡国戸籍の資料としての特質に正面から迫ったものはなく、これが充分研究に生かされてはいないというのが実情である。

本稿は、因幡国戸籍に関する知見を紹介するもので、その多くは既に『正倉院古文書影印集成』で公表されているものであるから、屋上屋を重ねる誇りは免れがたいであろう。熟覧調査の報告としても、充分責任を果たしているものかどうか心許ない。ただ、若干新たな観察結果を付け加え

得るのと、その解釈についての私見を申し述べるのが拙文をまとめた趣旨である。諸賢の忌憚のないご批正を仰ぎたい。末尾ながら、熟覧についてご高配を賜った宮内庁正倉院事務所当局に対し、深甚の謝意を表する次第である。

一 韓国形見解について

（一）概要

熟覧の結果得られた観察知見を、以下若干の説明を交えつつ列記していくこととする。はしがきに述べたように、因幡国戸籍は現状では裏面の韓国形見解の形で伝えられているから、因幡国戸籍に関する検討としては迂遠ではあるが、完存する韓国形見解に関する知見から先に紹介していくことにしたい。

韓国形見解は、正倉院文書正集第二九巻裏、第一八紙から第一五紙までの原形を保つ四紙からなる（挿図1。なお、以下、言及している面を基準とする相対的な表裏を除き、単に表、裏という場合には、現在の正集の状態における客観的、絶対的な表・裏をいう）。第一八紙に「韓国形見解 申奉校経用紙事」と書き出し、第一六紙末尾に「以前発去正月廿四日迄于三月卅日所勘校如件以解」と書き止め、公式令の規定通りに文書の末尾の第一五紙に「宝龜三年三月卅日」と日付を記す。次行の「勘常世真吉」は、この解の内容を写経所内でダブルチェックした際のもので、「常世真吉」のみ本文と異筆、すなわち、確認者の自署とみられる。

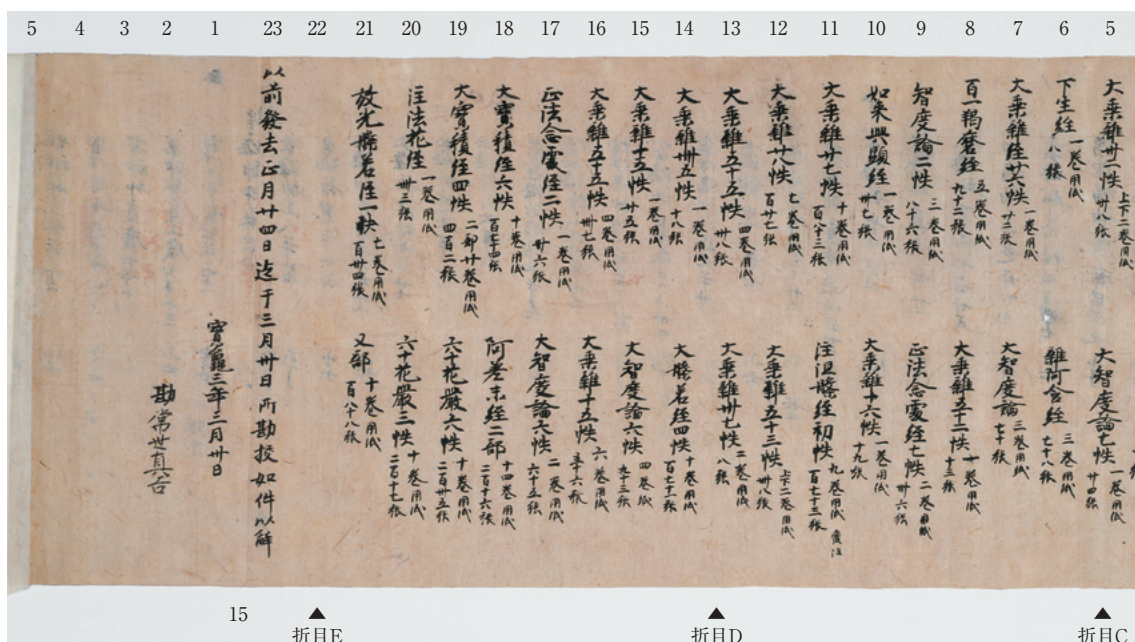


插图1 韓國形見解（中倉15 正集第29卷裏 第18紙～第15紙）

(二) 第一八紙に関する所見

第一八紙には、縦折界が四行（裏に折山）。以下、行数はこの面の記載に用いた縦界により、「第〇行」と数える。本文を指す場合は、「本文〇行目」と記すこととする。ある。界幅は、第一行二三mm（以下、①二三、のよう）に表記する。縦界幅の計測位置は、特に断らない限り、料紙中央の因幡国戸籍の上から三条目の横押界〔第三界線と称する〕の位置。また、本稿では、以下長さの単位を省略している場合の単位は、全てmmである。②二四、③二二、④二五で、第一行の一部は、右端上に貼り継がれた新補白紙の下に入る。この折界は、因幡国戸籍面用の縦界（折界）とは別に、裏面の韓国形見解用に新たに付されたものである。因幡国戸籍面の縦折界は計五行、幅は末尾を除き概ね一九mmで、裏面に比べるとかなり狭くなっている（詳細後述）。

界線の状況 ところで、韓国形見解の本文の記載は、裏の縦折界の中央ではなく、縦折界の行の左に寄っている。因幡国戸籍の縦折界とかなり錯綜している関係で、裏面用に引かれた縦界が実際の記載の目安としてはあまり役立っていない状況が読み取れる。

横界は付されていないが、二段目の記載の書き出しは、因幡国戸籍の計五条ある横押界のうち、上から三条目の横押界（第三界線）を転用して書き出しの高さを揃えている（『正倉院古文書影印集成』で既に指摘がある。以下、その場合には「(影)」と註記することとする）。

本文三行。本文二行目「巻」は擦消書直（影。原字不詳）。

(三) 第一七紙に関する所見

第一七紙には、縦折界を一七行確認できる（裏に折山）。界幅は、①二二、②二二、③二二、④二二、⑤二二、⑥二二、⑦二二、⑧二二、⑨二三、⑩二三、⑪二一、⑫二二、⑬二四、⑭二二、⑮二三、⑯二三、⑰二三。第一八紙とは異なり、第一七紙裏の縦界は新たに付したのではなく、因幡国戸籍の縦折界を流用している。第八行・第九行付近のように折目が二重に見える箇所もあるから、折り直している可能性もあるが、因幡国戸籍の縦折界を基本的に流用している点は動かないだろう。その結果、表裏で界線の上では行数は同じ一七行となっている。

第一八紙との接続 第一八紙との接続は、韓国形見解の最終形態としては原形を保つが、本文一行目の割書右行「十卷用紙」の「紙」の最終画の右撥ねの中間部分が第一八紙の下に入って隠れており、撥ねる手前と撥ねの最上部のみ顔を出している（影）。したがって、第一八紙に書かれている書き出しの経巻数及び用紙の集計部分と、第一七紙本文一行目から始まる経巻名の列記部分とは、この順に一気に書かれたのではなく、経巻の内訳部分が始まり書かれ、その完成後に、今ある第一八紙の集計部分をあとから貼り継いだことがわかる。継目で内容が分かれるのは偶然ではなく、こうした文書の成立過程を反映しているわけである。

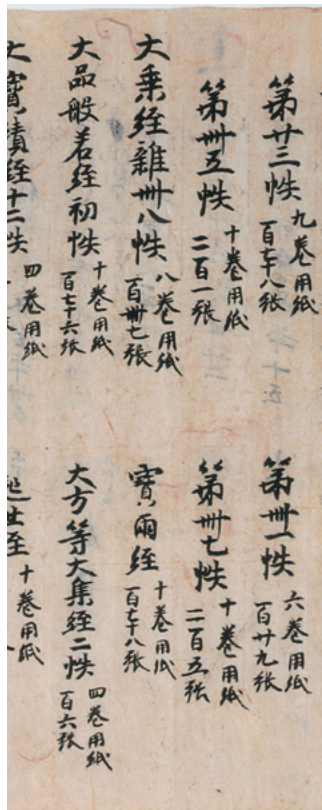
このことは、因幡国戸籍面において第一七紙と第一八紙の間に断絶があることも軌を一にしている。料紙も第一八紙がやや黄褐色を呈するのに対し、第一七紙はこれに比べるとやや白っぽく見える。同じ因幡国戸籍ではあっても別の部分を切り取り、集計部分の料紙として冒頭に貼り継いだ

のであって、因幡国戸籍の断絶が、韓国形見解の作成過程で生じたことがこれにより判明する。このように、韓国形見解の成立過程は、因幡国戸籍の原形を考える上でも重要な情報となる。この点については、韓国形見解の全体像を振り返る際に、再度検討を加えることとする。

表裏と別の折目 さて、第一七紙には、因幡国戸籍に由来する縦折界、及びそれを転用した韓国形見解の縦折界とは別の折目が二箇所存在する。

折目 A 一つは第四行である。「大乘経雜冊八帙（八卷用紙／百冊七張）宝雨経（十卷用紙／百七十八張）」の記載の右側、一部割書右行にかかる位置にある折目である。折山は表の因幡国戸籍の面にあり、韓国形見解の面は明瞭な谷になっており、折目は比較的強い（以下、この折目を、折目 A と称する。挿図 2）。

位置は、天で第四行右側の縦折界から五 mm 左の位置より始まり、地では縦折界から僅かに左にずれた位置で終わる。紙端からの位置（継目からは、天で七三 mm、地で六六 mm、中央で七〇 mm。韓国形見解全体の端からは天で一七〇 mm、地で一六四 mm、中央で一六五 mm を計る（韓国形見解の本



挿図 2 韓国形見解 折目 A
（第 17 紙第 4 行）

来の端として、新補紙に隠れた部分も含める）。

折目 B もう一つは第一三行である。「瑜伽論五十三帙（三卷用紙／五十七張）摩訶槃若経三帙（七卷用紙／百卅三張）」の記載のちょうど中央部にある折目である。折目 A と同様に表面が折山のようにもみられるが、折目 A に比べると折目は明瞭ではない。実はこの折目の表裏が不明確なのは理由があることであって、詳細は因幡国戸籍面の考察で詳述するが、この折目は韓国形見解として再利用するよりも以前に、因幡国戸籍の面を谷として（すなわち折目 A とは逆）折られていたことがあったのである（以下、この折目を、折目 B と称する）。

位置は、天で第一三行右側の縦折界から一二・五 mm、左側の縦折界から一一 mm、地で右側から七 mm、左側から一六 mm を計る。また、折目 A との間隔は、天で二〇九 mm、地で二一〇 mm、中央で二〇九 mm を計る。

（四）第一六紙に関する所見

第一六紙には縦折界を二三行確認できる（裏に折山）。界幅は、①二三、②二五、③二三、④二三、⑤二六、⑥二三、⑦二三・五、⑧二四、⑨二三、⑩二三、⑪二四、⑫二四・五、⑬二六、⑭二二・五、⑮二三、⑯二三、⑰二四、⑱二四、⑲二三、⑳二三、㉑二二、㉒二二、㉓二二。

界線の状況 因幡国戸籍の縦界線は裏面ではほとんど確認できず、裏面の韓国形見解用の縦界線として、第一八紙と同様に因幡国戸籍の縦界線とは別の位置に、新たに縦折界を施している（この界線も、同様に反対面の因幡国戸籍面ではほとんど確認できない）。

第一行は、第一七紙との紙継目（上になっている右側の第一七紙左端）を右界線として用い、左界線は因幡国戸籍第一六紙第二四行の本文「妹伊福部廣女年廿八 正女」のほぼ直上に相当する位置に、新たに縦折界を施している。第二行以下は、これを基準として因幡国戸籍より若干広い界幅で、順次縦界線を施している。この結果、第一六紙は表裏で行数が異なり、後述のように因幡国戸籍は二五行が設けられているが、韓国形見解ではこれより若干少ない二三行分となっている。なお、第二三行の左側の界線は、第一五紙端に施されており、この行は第一五紙とまたがる形で構成されている（後述）。

一方横界線については、縦界線とは状況が異なり、因幡国戸籍の横押界が裏面からも視認でき（因幡国戸籍の横押界は因幡国戸籍の面からかなり明瞭にきつく押されている）、裏でもこれをそのまま書き出し位置の目安として用いている。

表裏と別の折目 さて、第一六紙にも、第一七紙に見られたのと同様に、因幡国戸籍に由来する縦折界、及び新たに付けられた韓国形見解の縦折界とも異なる別の折目が、三カ所にある。

折目C 第一は、第五行である。「大乘雜冊二帙（上下二卷用紙／卅八張）大智度論七帙（一卷用紙／廿四張）」の記載のほぼ中央にある折目である。あまり明瞭ではないが、折山は表面にあるとみられ、韓国形見解の面が谷になっているとみられる（以下、この折目を、折目Cと称する）。

位置は、天で第五行右側の縦折界から一一mm、左側の縦折界から一五mm、地で右側の縦折界から一〇mm、左側の縦折界から一六mmの位置にあ

る。また、折目Bとの間隔は、天で二一二mm、地で二一五mm、中央で二一三mmを計る。第一六紙の紙端から計ると、天で一〇七mm、地で一〇六mm、中央でも一〇六mmとなる。

ちなみに、韓国形見解第五行には、折目Cとは別に、第五行右側の縦折界との間に、この面からはあまり明瞭ではないが、因幡国戸籍の縦折界が認められる。位置は上部では、割書右行の「上下二卷用紙」の中央にかかる位置で、下で右に振れており、下部の記載にはかからず、下端では、右側の縦折り界の位置で収束している。

折目D 第二は、第一三行である。「大乘雜五十五帙（四卷用紙／卅八張）大乘雜冊七帙（二卷用紙／八張）」の記載の左、左側の界線との間にある折目である。折山は表面にあり、韓国形見解の面がかなり明瞭に谷になっているのが確認できる（以下、この折目を、折目Dと称する）。

位置は、天で第一三行右側の縦折界から二三mm、左側の縦折界から一mm、地で右側の縦折界から一八mm、左側の縦折界から九mmの位置にある。また、折目Cとの間隔は、天で二〇三mm、地で二〇〇mm、中央で二〇二mmを計る。ちなみに、韓国形見解第一三行には、折目Dとは別に、第一三行記載のほぼ中央に、因幡国戸籍の縦折界が認められる。

折目E 第三は、第二二行である。この行は経典名を列記した部分の末尾「放光槃若經一帙（七卷用紙／百卅四張）又部（十卷用紙／百八十八張）」と、書き止め文言の「以前発去正月廿四日迄于三月卅日所勘校如件以解」との間の空白の一行にあたる。この行には下で右に振れる縦折界が二条認められ、このうち左側は因幡国戸籍のもの、右側が表裏とは別の折目

にあたる。明瞭ではないが折山は表面にあり、韓国形見解の面が谷になっているとみられる（以下、この折目を、折目Eと称する）。

位置は、天で第二二行右側の縦折界から一八・五mm、左側の縦折界から四・五mm、地で右側の縦折界から九mm、左側の縦折界から一二mmの位置にある。すぐ左にある因幡国戸籍の縦折界との間隔は、天で五mm、地で三mmを計る。折目Dとの間隔は、天で二〇六mm、地で二〇五mm、中央でも二〇五mmを計る。また、韓国形見解左端（第一五紙左端）までの距離（新補白紙の下に重なる部分も含める）は、天で一四九mm、地で一五四mm、中央で一五二mmを計る。

（五）第一五紙に関する所見

第一五紙には縦折界を五行確認できる。界幅は、①二三、②二四、③二七、④二二、⑤一〇。

界線は、第一八紙や第一六紙と同様に、因幡国戸籍の縦界線とは別の位置に、新たに縦折界を施している。しかも、第一六紙の縦折界と一連で、第一五紙の最初の界線は、第一六紙と第一五紙の継目（第一六紙が上）から僅か数mmの位置に施されている。先に第一六紙第二三行の幅は二二mmと示したが、実はその左端は一部第一五紙にかかっているのである。すなわち、第一六紙から第一五紙にかけての韓国形見解の面のための新しい界線は、両紙が接続した状態で一括して施されていることになる。

なお、韓国形見解の界線と比べると、元々あった因幡国戸籍の側の界線は、韓国形見解の面から見て、地で右に大きく振れている。これは第一六

紙から見られる傾向であるが、第一五紙は余白が大きいとか、この傾向がさらに顕著に認められる。

（六）韓国形見解に関する若干の検討

以上、韓国形見解の形を中心とする個別の知見を述べた。これからわかる韓国形見解全体に関わる所見を整理しておく。

① 韓国形見解の成り立ちについて

韓国形見解の現状は、その成立時の最終形態を保っていると思われるが、現在の形の料紙を用意して書き継いでいったものではない。その徴証は、縦界線（折界）の状況である。すなわち、第一八紙、及び第一六紙・第一五紙には、因幡国戸籍の面とは別に縦折界を施しているが、第一七紙は基本的に因幡国戸籍の縦折界を踏襲して記載している。

このうち、第一八紙と第一七紙の間には、明らかな断絶がある。それは、新たな縦界線の有無に加え、第一七紙端の文字の一部が継目の下に入っていることから確実である。このことは、記載内容の点でも、第一七紙以降が経典名を列記する内訳部分であるのに対し、第一八紙は解の書き出しと全体の集計部分であることから首肯されよう。第一八紙は、第一七紙以降の経典名の内訳部分が完成したあと、韓国形見解作成の最終段階で別に記され、冒頭に貼り継がれたのであろう。但し、第一七紙は幅三九・四cm（影）で、全紙の形状を残しているとみられる第二六紙の五五・五cm（影）に比べるとかなり短い。このため、第一七紙も元は第一六紙同様全紙の幅

があつて冒頭から書いてあつたが、数字の訂正など何らかの変更が生じたため、第一六紙より短い約一六cm分を切斷して取り除き、代わりに現在の第一八紙を貼り継いだという想定も全く不可能ではない。しかし、差し替えた第一八紙が九・七cmしかなく、切除が想定される部分よりかなり短いのがやや難であろう。

一方、第一七紙と第一六紙の間については、縦界線の状況は、因幡国戸籍の縦界線を踏襲した第一七紙から、新たに韓国形見解用に付け直した第一六紙への変化は認められるが、これは記入段階での貼り継ぎを意味しない。そのヒントは、因幡国戸籍面のこの継目部分の界線の状況にある。すなわち、因幡国戸籍の第一六紙末尾の「従父弟伊福部麻呂年卅二 正丁」の記載は前後の行に比べて窮屈に書き込まれている。これは縦折界の状況に規制されたもので、因幡国戸籍の第一六紙縦折界による各行が概ね二〇mmから二二mmの幅であるのに対し、末尾の第二五行のみは、一三mmの幅しかない。ところが、第一七紙の縦折界は紙端から通常通りに付けられているので、第一六紙末尾の記載は自ずと窮屈な書き方をせねばならなくなつたわけである（このことは、因幡国戸籍の縦折界が、料紙の貼り継ぎ以前に、単体の状態にある段階で、紙ごとに施されたことを示唆する）。

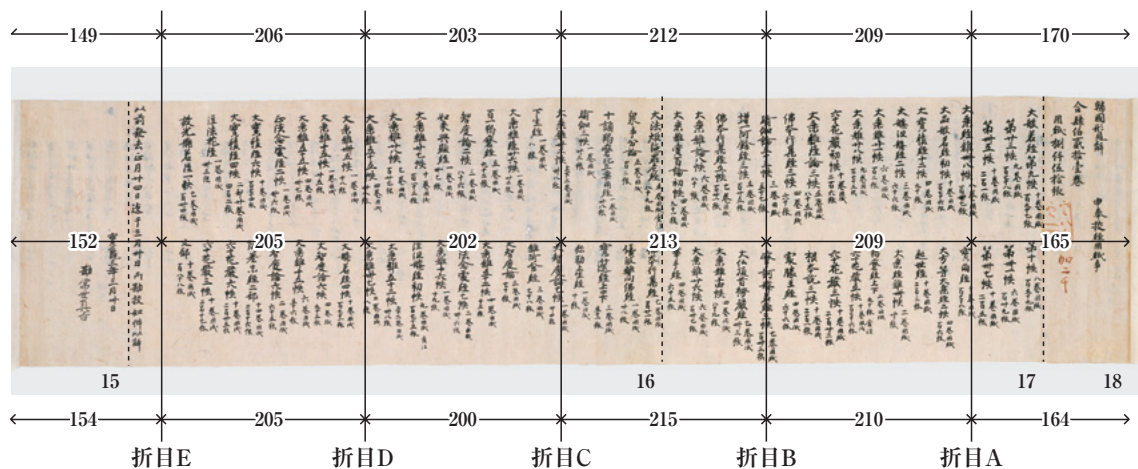
こうした状態にある因幡国戸籍の裏面の余白を利用するにあたり、当初は因幡国戸籍の縦折界を利用してこれを踏襲する形で記載を続け、第一七紙末尾の第一七行まで記入を続けていったところ、第一六紙最初の行（因幡国戸籍の第一六紙末尾の行）の幅が異常に狭くなっているため、割書もある経巻名記載には不都合と判断し、第一七紙の行幅に準じる形で、第一

六紙以降に新たに縦折界を施したのであろう。

このことは、第一八紙の元々の所在についても示唆を与えてくれる。すなわち、第一八紙には因幡国戸籍とは異なる縦折界が施されているから、新たな縦折界を施すことなく書き出した第一七紙よりも前（韓国形見解の面から見て）の部分ではあり得ない。従つて、第一七紙よりも後の部分であることは確実で、第一六紙・第一五紙が元の接続を保持していることからすれば、それは第一五紙よりも後の部分（因幡国戸籍の面というなら、第一五紙よりも前の部分）を切つてきて、貼り継いだということになる。恐らく、韓国形見解を書き出す段階で、一定量の料紙を用意していたはずである。場合によっては、末尾はまだ因幡国戸籍から切斷せずにロールの状態のままであつたかも知れない。第一八紙の書き出し・集計部分を付加するに際し、そうした末尾部分の余白が用いられたとみて大過あるまい。このことは、因幡国戸籍についての原形復元の素材ともなり得る。この点については、二の因幡国戸籍の検討の項で改めて述べることにする。

② 韓国形見解の保管形態

前述のように、現在第一七紙と第一六紙には、韓国形見解の界線とも、因幡国戸籍の界線とも異なる折目が、全部で五カ所にある。すなわち、第一七紙に折目A、折目Bの二カ所、第一六紙に折目C、折目D、折目Eの三カ所である。このうち折目Aと折目Dは韓国形見解の面が谷になっているのが明瞭で、折目が強い。一方折目B・折目C・折目Eは、韓国形見解の面が谷になっているように思われるが、不明瞭で断定は難しい。



挿図3 韓国形見解 折目模式図

これらの折目の位置を、その間隔（前述）とともに模式的に示すと、挿図3のようになる。ここで注目したいのは、隣り合う折目どうしが、二〇〇mmから二一五mmまでのほぼ一定の間隔であることである。この折目は、表裏の縦界線とは無関係な折目であるから、韓国形見解の完成以後に付けられたとみることができる。つまり、韓国形見解の保管形態を示すとみるのが自然である。そうすると、韓国形見解は概ね六つ折りにされて保管されていたとの想定が可能であろう。

ただ、具体的な折り方については、山か谷かの判断が難しい部分もあつてさまざまな想定が可能で、なお一考を要する。折目Dの状況（韓国形見解の面にかなりきつい谷が観察できる）からみると、韓国形見解の末尾から韓国形見解を内側にして、折目E、折目Dの順に折り返すところまでは認めてよいであろう。しかし、天・地・中央いずれで計っても折目D—Eの長さより折目C—Dの長さが最大五mmとはいえ短いことは、折目Cの表裏が不明瞭なことも相俟って、折目E・折目Dに引き続き折目Cを韓国形見解の面を谷にして折り返したと考えるには障害となる。

一方、韓国形見解の端については、折目Aの状況（韓国形見解の面にかなりきつい谷が観察できる）からみると、韓国形見解の冒頭から韓国形見解を内側にして折目Aで折り返されていたことは確実であろう。また、表裏は不明瞭だが、引き続き折目Bで内側に折り返したとしても、長さの点では矛盾は生じない。さらにこのあと折目Cで韓国形見解の面を山にして折り返せば、はたしてそのような複雑な折り方をするものかどうかは別として、形状としては矛盾は生じない。

韓国形見解の端にあたる第一八紙右には糊跡が確認できるから（影）、奉写一切経所の文書として何らかの形で貼り継がれていた可能性があり、また最終的な折り方にはなお検討を要する部分があるが、韓国形見解が単体として六つ折りで保管されていた時期があったことは、少なくとも認めよう。

二 因幡国戸籍について

(一) 概要

因幡国戸籍は、一で所見を述べた韓国形見解の紙背文書として伝来した。韓国形見解としては完成形態を保っているが、因幡国戸籍としては二つの断簡からなる。正集第一五紙から第一七紙までの第一断簡と、第一八紙の第二断簡であり、両者は内容的に接続しない（挿図4）。

記載は第一断簡に五〇行（行間の挿入記載を含む。抹消行を除く）、第二断簡に六行が認められ、国印や倉印が押捺されている公文書であるにもかかわらず、擦消訂正や追記などが多数認められ、完成した文書からは窺うことのできない文書の製作過程を知ることができる貴重な資料である（不完全なものも含めて、国印は第一五〜第一七紙に二二顆、第一八紙に三顆の計二五顆、倉印は第一五〜第一七紙に一〇顆、第一八紙に二顆の計一二顆、それぞれ押捺が認められる。その状況を模式的に挿図5に示した）。

そのみならず、既に『正倉院古文書影印集成』に指摘があるように、因幡国戸籍には、文書の保管過程で生じたとみられる墨移りが多数認めら

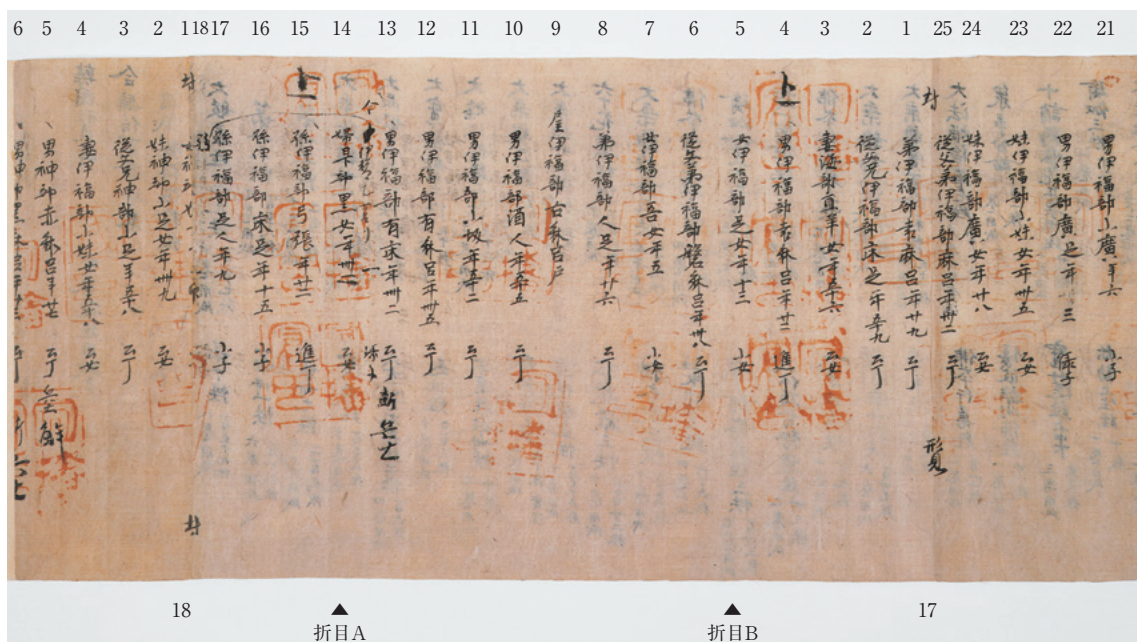
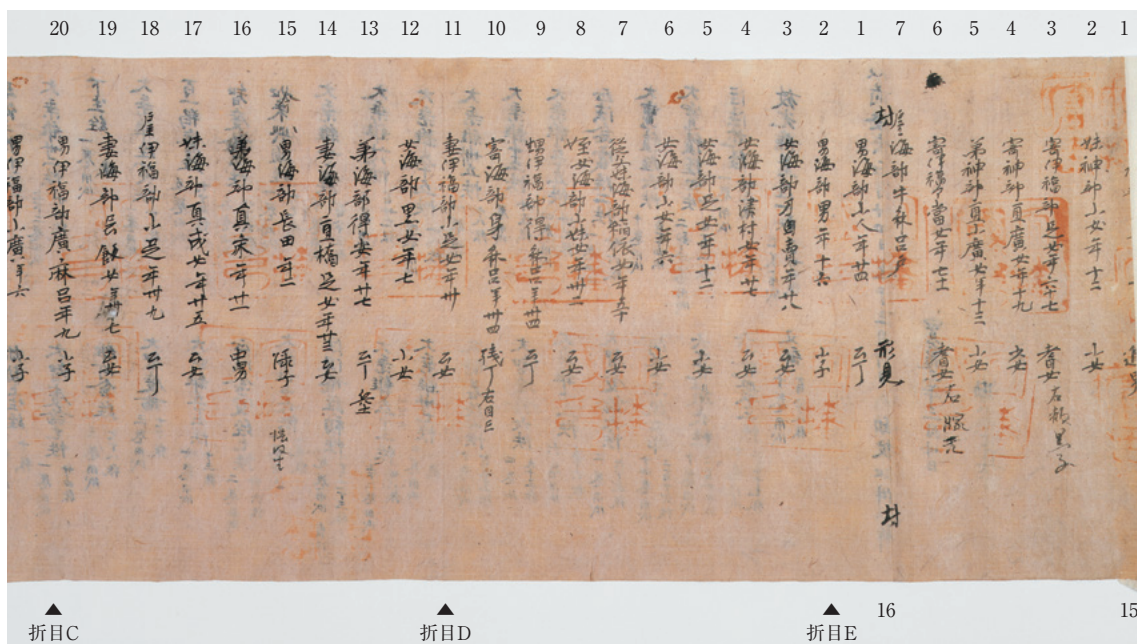
れる。それは、正倉院文書として伝来した多数の公文類とは時期を異にする因幡国戸籍のような公文が、例外的に伝来した背景とも関連するかも知れない。記載内容については、既に研究の蓄積があるので、ここでは文書としての形に即して、所見を報告することとしたい。因幡国戸籍の本文の行数は、料紙番号と本文の行数を、第〇〇紙本文第△行のように示すこととする。

(二) 第一五紙に関する所見

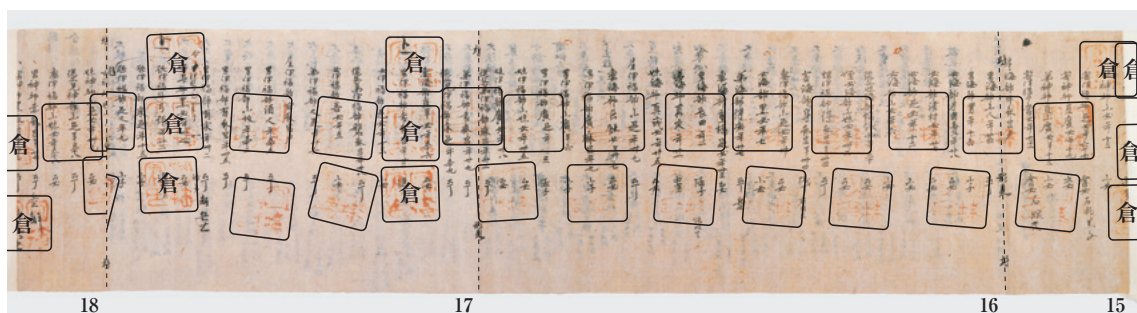
第一五紙は、因幡国戸籍の第一断簡の第一紙にあたる。前述のように、二次利用に際して反対面用の折界が新たに施されているため、縦折界が錯綜しているが、因幡国戸籍の縦界線として、七行分の折界を認めることができる。界幅は、①一〇、②二四、③二一、④一九、⑤二〇、⑥一九、⑦一四。

第一五紙の因幡国戸籍の縦押界は、地で左に大きく振っているという特徴がある。第七行について述べるなら、この行は右側の界線のみしか付けられていないが、天では紙奥との間に二〇mmの距離があり、他の行とほぼ同じ幅を確保しているにもかかわらず、地では界線が左に振っているため、天の半分の僅か一〇mmしかない。また、第一行は切断のため、地では端から一三mmを計る一方、天では僅か四mm分しか残存せず、文字も部分的にしか残らない。

一方、横界線として、上部に二条、中央部に三条の押界が施され、書き出しの高さの目安とされている。横押界の詳細については『正倉院古文書



挿図4 因幡国戸籍（中倉15 正集第29巻 第15紙～第18紙）



挿図5 因幡国戸籍 押印模式図

影印集成』の解説に委ねることとする。

第一行 第一行は、前述のように残存する行幅が狭く、年齢区分の部分のみが「進男」と読める程度である。このような遺存のしかたをするのは、縦界線が地で左に振っている状況で、端（韓国形見解の奥）が韓国形見解の縦界線に合わせて切断されたためである。「進男」は中男の年齢区分に入ったことを示す。他に、「一二歳の者に「進丁」と記す事例が二例ある（第一七紙本文第四行の「伊福部袁麻呂」と同第一五行の「伊福部弓張」）から、因幡国戸籍が藤原仲麻呂によって年齢区分が一歳引き上げられた七五七年（天平宝字元）以降のものであることがわかり、残画からの解説は難しいが、「年十八」の記載があったことが想定できる。

第一行から第三行にかけて因幡倉印（「因幡／倉印」）が三段にわたり計四顆押捺されている（影。五八×五七）。上段は二顆重なっており、第一行までで収まる一顆の印影の左端と、第三行の文字の中央部分にまで及び逆に右端を少し欠くだけのもう一顆の印影が認められる（いずれも上二条の横界線の真上で、姓の二文字目までにかかる）。中段は左端が第二行右側の縦界線にかかる位置、下端が中央の三条目の横界線にかかる位置に一顆（「進」に半分かかる位置）、下段はこれよりやや左にずれる位置で、左端が第二行中央、上端が四条目の横界線にかかる（「男」の全体にかかる）位置にある。全体としてみると、僅かのずれで三段に並ぶ印影と、大きく左にずれる上段のもう一つの印影という位置関係になる。岸俊男氏の指摘のように、因幡倉印は課役変動のあった者の記載部分に捺されていることが明らかにされており、この部分の押捺も、第一行に「進男」の記述があり、

小子から中男に年齢区分が変更になった人物がいることと対応している。

但し、上段に位置をずらして二顆押捺している理由は明らかでない。あるいは、次に述べる第二行の「妹神部小女」の右側に擦消抹消があること（影）と関係しているかも知れない。

第二行 第二行の本文「妹神部小女」の右傍に擦消抹消の痕跡がある（影）が、元の文字は判読できない。

第三行 第三行の本文「寄伊福部足女年六十七 耆女」の下にやや右に寄せて書かれた「右頬黒子」は墨色が薄い。別筆であり、後から追記されたものである。第三行から第六行にかけて、因幡国印が上下に計二顆押捺されている。上の印影は、第三行から第五行にかけての歴名の四文字目付近から年齢の大半に重なる部分にあり、因幡国印の印影の右上は、第三行までの上部に捺された因幡倉印の左下よりも右に位置する。下の印影は、年齢区分から下の位置で、第三行左端から第六行の文字に完全に重なる位置に捺されている。つまり、上下の印影は縦に並ぶのではなく、下の印影は一行分ずれた位置にあたる。⁽³⁾

第四行 第四行の本文「寄神部直廣女年十九 少女」の「寄」の上、二条目の横界線のすぐ上の位置に、僅かな朱の墨付きがある。「少女」と「小女」を区別しているのは、中男に相当する年齢の女性であることによるものである。

第六行の本文「寄伊福マ當女年七十一 耆女」のうち、「部」に異体字「マ」を用いているのは、因幡国戸籍としては異例である。この記載の下にやや右に寄せて書かれた「右腕无」は第三行の「右頬黒子」と同様に墨

色が薄く、別筆の追記とみられる。また、上部余白部分（横界線より上）に、墨抹された「未」の記載がある（影）。身体註記の追記と関わるか、あるいはこの行は某戸の末尾にあたるので（次行からは新たに海部牛麻呂の戸の記載が始まる）、戸全体の記載の未完成を意味する可能性も考えられよう。いずれにしても、因幡国戸籍が複数段階の作業を経て作成されたことを示す註記といってよい。しかもいわば身分変動や身体特徴の確認など実際の作業工程を反映した歴名作成過程のメモを、敢えて擦り消さずに墨抹で済ませているのも、因幡国戸籍ならではの顕著な特徴といえるだろう。

第七行 第七行の本文は「戸主海部牛麻呂戸」のみで、海部牛麻呂本人に関する記載ではなく、戸の始まりを示す見出しの記載となっている。このうち「部」の第五画にあたる横画の左端は僅かだが切断されている（影）。しかし、第一五紙と第一六紙の継目に記された、韓国形見解の裏封である「封」・「形見」・「封」の記載も原形を保っている（影）だけでなく、因幡国戸籍の第一五紙第七行から第一六紙第二行にかけて、歴名の三文字目から年齢記載部分に捺されている因幡国印の印影の接続にも不自然なところはなく（影）、また、中央部以下の三条の横界線もそれぞれ第一五紙側の界線が僅かに上に位置する状況で、第一六紙側からの越境が見られる（詳細後述）。従って、因幡国戸籍作成過程における第一五紙左端の切断があった可能性はあるが、少なくとも因幡国戸籍完成以後に新たに切断されたことはなく、韓国形見解作成にあたって、因幡国戸籍の貼り継ぎに手を加えた痕跡は認めがたいであろう。

なお、第七行本文が「戸主海部牛麻呂戸」のみで、海部牛麻呂本人に関する記載がないことに不自然さを見出す向きもあるかと思う。確かに第一六紙本文第一八行の戸主伊福部小足の場合には、戸主本人の年齢と年齢区分の記載を伴っており、不統一をみることも不可能ではない。しかし、戸主本人の記載を伴わない戸主の記載が第一七紙本文第九行にもあり（「戸主伊福部古麻呂戸」、記載の不統一や誤りを想定すべきではないであろう。臆測するならば、伊福部古麻呂の場合五五歳の男子伊福部酒人がいることからみて、伊福部古麻呂の年齢がかなり高かったとみられることが参考になる。すなわち、前回の造籍から因幡国戸籍作成の前年までの間に、戸主伊福部古麻呂が死亡している可能性である。海部牛麻呂は伊福部古麻呂ほどではないが、二八歳の女子海部刀自売がおり、相応の年齢だったとみられる。戸の再構成は原則として戸籍作成に伴う作業であるから、戸主が死亡しても次回の戸籍作成まではその戸は存続したはずである。従って、死去から次回の籍年までの計帳歴名においては、生存していなくとも戸主として登場してしかるべきで、当該歴名作成の前年までに死去して身分変動が確定しているならば、格段の註記も必要としないであろう。このように考えられるならば、登場する戸主三人のうち、二人が既に死去しているこの因幡国戸籍は、籍年直後よりは、どちらかといえば次の籍年に近い時点のものである可能性が高いとみることが許されるだろう。

(三) 第一六紙に関する所見

第一六紙は、因幡国戸籍の第一断簡の第二紙にあたる。この紙も、二次

利用に際して、韓国形見解の面用の折界が因幡国戸籍の面を谷として、新たに施されているため、縦折界が錯綜している。因幡国戸籍の縦界線として、二五行分の折界を認めることができる。界幅は、①二三、②二一、③二四、④二三、⑤二二・五、⑥二三、⑦二〇、⑧二二、⑨二三、⑩二一、⑪二一、⑫二三、⑬二一、⑭二〇、⑮二五、⑯二三、⑰二二、⑱二三、⑲二二、⑳二三、㉑二一、㉒二二、㉓二三、㉔二一・五、㉕一三。第一六紙においても、因幡国戸籍の縦押界は、地で左に大きく振っているという特徴が認められる。その結果、第一六紙の初めの数行のように、因幡国戸籍の縦折界と韓国形見解の縦折界とが交差している場合さえある（ほぼ垂直な韓国形見解の界線に対し、因幡国戸籍の界線が右上から左下に向けて横切る）。

第一五紙との接続は、第一五紙第六行の本文左側から第一六紙第二行にかけての上部の、姓末尾から年齢記載の部分に捺された国印の連続からみて間違いない。ただ、後述の第一六紙と第一七紙の接続部分とは異なり、横押界が相互に料紙にまたがるわけではない。第一五紙の横押界は五本とも第一五紙内で完結しており、継目を越えて第一六紙に及ぶ状況ではない。これに対し、第一六紙の横押界は、上部の第一・第二界線は、いずれも継目を越えて第一五紙の横押界のやや下の位置を一行分越境し、第一五紙第七行右側の縦折界にまで達している。また、中央部の第三・第五界線に至っては、二行分越境して第一五紙第六行右側の縦折界にまで達している。継目が原形を保っているのは誤りだが、特に第一六紙側の、中央部の第三・四・五界線が、継目を越えて第一五紙に及ぶ状況からみて、横押界を

押した時期が、第一五紙は第一六紙との貼り継ぎの前であるのに対し、第一六紙は第一五紙との貼り継ぎ後であって、両者で異なることがわかる。

第二行 第二行の「男海部男年十六 小子」とある右側の縦折界の左に、これとほぼ平行する、因幡国戸籍とも韓国形見解とも無関係の折目が認められる(前述の折目E)。因幡国戸籍の面が山、韓国形見解の面が谷になっている。右側の縦折界との間隔は、天で一mm、地で二・五mmを計る。なお、この折目Eが韓国形見解の保管形態に関わるとみられる点は、韓国形見解の所見で述べた通りである。

第五行 第五行の本文「女海部足女年十二 小女」の記載の下方、地とのほぼ中間の位置に、朱の墨付きがある。

第六行 第六行の本文「女海部小女年六 小女」の上方右、最上段の横界線より上に、朱圈点が付されている(影)。

第一〇行 第一〇行の本文「寄海部身麻呂年卅四 残丁」の下の註記「右目亡」は、本文と同じ墨色で、本文と同時に書かれたとみられる。

第二一行 第二一行の本文「妻伊福部小足女年卅 正女」の記載の左端の偏にかかる位置に、因幡国戸籍とも韓国形見解とも無関係の折目が認められる(前述の折目D)。写真でも明瞭に認め得るほどの折目で、因幡国戸籍の面が山、韓国形見解の面が谷になっている。この折目Dが韓国形見解の保管形態に関わるとみられる点は、韓国形見解の所見で述べた通りである。

なお、理由は不詳だが、この折目付近を境にして、因幡国戸籍の墨色が濃くなるのが観察できる。実態としては、むしろこの折目付近より前の因幡国戸籍の墨色が薄くなっているという方が正確かも知れない。日焼けし

たときか思われない状況を呈するのである。ただ、厳密に言えば、第一一行の文字の左半は折目の左側に位置するが、墨色の褪せは、第一一行の文字全体に及んでいるので、色褪せが折目Dの影響と断言するのは難しいようである。

第二行 第二行の本文「女海部黒女年七 小女」の上方やや右、最上段の横界線より上に、朱圈点が付されている(影)。「小女」の下の余白に左文字となった墨書の移りが数文字分程度認められる。位置からみて身体註記の可能性が考えられるが、判読できない。後述のように、この墨移りの転写元にあたる記載は現存しないとみられる。

第三行 第三行の本文「弟海部得安年廿七 正丁」の下の註記「兵士」は、本文と同じ墨色で、本文と同時に書かれたとみられる。

第四行 第四行の本文「妻海部直橋足女年廿三 正女」の「海」は擦消訂正(影)。原字不詳。

第五行 第五行の本文「男海部長田年二 緑子」の上方の「今」は墨色が薄く別筆。また、「男」の右直上に短い墨線状の墨点があり、合点とみられる。また、下部の註記「帳後生」は、墨色が薄く、別筆。

料紙下端の、第一三行の右界線から、第一五行の別筆「帳後生」の右下にかけて、およそ二・五行の分の幅で、因幡倉印(朱印)の左文字となった転写元不明の印影の移りが認められる(影)。但し、第一一行から第一六行にかけて三類ほどの移りがあるとする。第一五行の本文「部長」と第一六行の本文「部真」の間の位置に僅かに見られる朱の汚れもこの指摘に相当するか)。また、第一六行の本文との間に左文字となった墨書の移りがあ

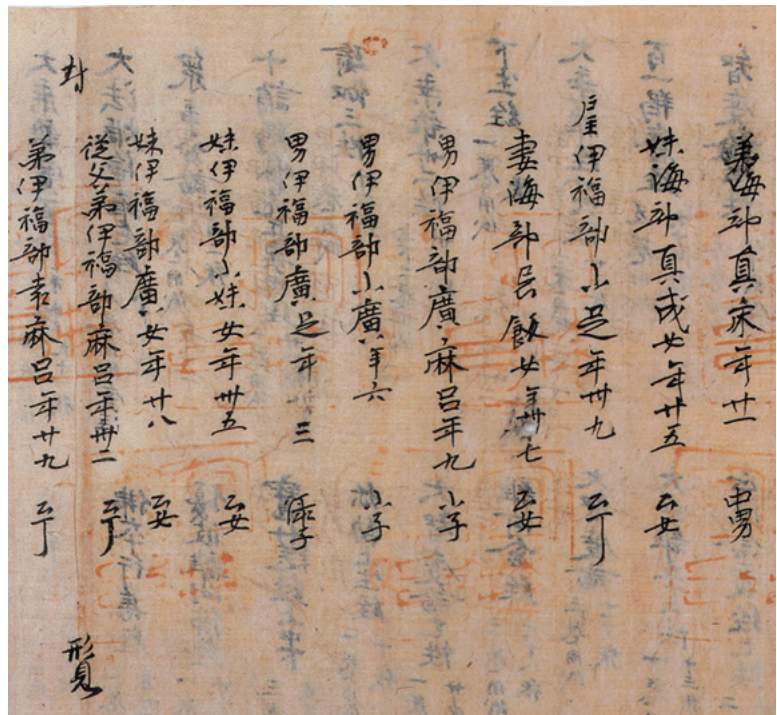
り（影）、「男海部長」の左側の位置に、三、四文字分が認められるが判読できない。この墨移りの転写元にあたる記載は現存しない（影）。

なお、以下、第一六行にかけての墨移りについては、『正倉院古文書影印集成』の解説に、その存在と、かつて第一七紙第一七行の後ろに続いていた部分からの移りであり、現在の第一八紙にはこれに対応する墨書は見出せない旨の簡潔明快な指摘がある。

第一六行 第一六行の本文「弟海部真床年廿一 中男」の「弟」は、「妹」を擦消訂正（影）。筆写の際に、次行の「妹海部真成女」と錯誤を起こしたためか。第一六行の本文「弟海部真床」と第一七行の本文「妹海部真成女」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある（影）。「孫^{伊カ}福部□女年」と判読できる。その転写元にあたる記載は現存しない（影）（以下、第一七紙第一行にかけての部分の墨書・朱印の移りについては挿図6参照）。

第一七行 第一七行の本文「妹海部真成女年廿五 正女」と、第一八行の本文「伊福部小足年卅九 正丁」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある（影）。「孫伊福部足人年九 小子」と判読できる。これは第一七紙本文第一七行の「孫伊福部足人年九 小子」よりの墨移りである。以下、第二三行にかけての墨移りについては、『正倉院古文書影印集成』の解説に、その存在と第一七紙第一一行から第一七行の墨書が転写元である旨の簡潔明快な指摘がある。

第一八行 第一八行の本文「伊福部小足年卅九 正丁」と、第一九行の本文「妻海部忌飯女年卅七 正女」との行間の位置に、左文字となった墨書



挿図6 因幡国戸籍 墨書・朱印の移り（第16紙第16行から第17紙第1行まで）

の移りがある（影）。「孫伊福部床足年十五 小子」と判読できる。これは第一七紙本文第一六行の「孫伊福部床足年十五 小子」よりの墨移りである。

第一九行 第一九行の本文「妻海部忌飯女年卅七 正女」のうち、「卅」は擦消書直（影）。これに伴うとみられるが、「卅」の文字の下部中央から左下にかけて小穴が開いており（影）、この小穴の左と下に、「卅」のものと考えがたい墨痕がある。擦り消す前の文字の一部とみられるが、判読で

きない。

第一九行の本文「妻海部忌飯女年」と、第二〇行の本文「男伊福部廣麻呂」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある（影）。「孫伊福部弓張年廿二 進丁」と判読できる（「伊福部」は辛うじて判読できる程度）。これは第一七紙本文第一五行の「孫伊福部弓張年廿二 進丁」よりの墨移りである。

第一九行から第二一行にかけての上部に朱印の印影の移りが認められる（影）。これは第一七紙第一三行から第一六行にかけての上部に捺された因幡倉印の移りであろう（影。但し、上段の印影の位置によって、終わりを第一五行とする。以下同様）。第一九行の本文の「妻」の左下と第二〇行の本文「男」の右下を結ぶように朱色の横線が認められるのもこの印影で、四文字の印文のうち「播」の一部に相当するとみられる。

第二〇行 第二〇行の本文「男伊福部廣麻呂年九 小子」の記載の左端にかかる位置に、因幡国戸籍とも韓国形見解とも無関係の折目が認められる（前述の折目C）。記載に対して下部でやや左に振れており、「小子」の部分は折目からは外れている。写真でもその存在を認め得るが、山・谷の判断は難しい。なお、この折目は、第一九行の項で述べた因幡倉印の移りのちょうど中央を走っている。

第二〇行の本文「男伊福部廣麻呂年九 小子」と、第二一行の本文「男伊福部小廣年六 小子」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある（影）。「婦」^{（黒カ）}「女年冊二」と判読できる。これは第一七紙本文第一四行の「婦日下部黒女年冊二 正女」よりの墨移りである。

第二一行 第二二行の本文「男伊福部小廣年六 小子」と、第二二行の本文「男伊福部廣足年 三 緑子」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある（影）。「男伊福部有床年 二 正丁」と判読できる。これは第一七紙本文第一三行の「男伊福部有床年冊二 正丁」よりの墨移りである。但し、その下の註記「新兵士」の墨移りは確認できない。

第二二行の本文「男伊福部小廣年六 小子」の上方やや右、最上段の横界線より上、前述の因幡倉印の移りの左上隅部の位置に、朱圈点が付されている（影）。一方、「廣年」の右に朱の墨付きが残り、また「小子」の左下にも右に開く半円形の朱の墨付きが残る。これらは、上段に残る因幡倉印と同様に、第一七紙第一三行から第一六行にかけて捺された縦に並ぶ三つの因幡倉印のうち、それぞれ中段と下段の印影の移りの一部とみられる（影）。

第二二行 第二二行の本文「男伊福部廣足年 三」の空白部分は、「卅」を擦り消したままになっており、また「三」も原字「五」の一部を擦り消して修正している（影）。当初の記載年齢「卅五」は、第二三行本文の「妹伊福部小妹女年卅五」と一致しており、この部分との錯誤の結果とみられる。そうであれば、因幡国戸籍は何らかの資料を転写しており、その過程で姓名までは間違いなく書き写したが、年齢部分は、同じ伊福部姓であることに惑わされて一行先を見て書き写してしまったことに後から気付き、訂正しているとみてよいだろう。

第二二行の本文「男伊福部廣足年 三 緑子」と、第二三行の本文「妹伊福部小妹女年卅五 正女」との行間の位置に、左文字となった墨書の移

りがある(影)。「男伊福部有」と「正丁」が判読できる。これは第一七紙本文第一二行の「男伊福部有麻呂年卅五 正丁」よりの墨移りである。

第二三行 第二三行の本文「妹伊福部小妹女年卅五 正女」と、第二四行の本文「妹伊福部廣女年廿八 正女」との行間の位置に、左文字となった墨書の移りがある(影)。「男伊福部小坂年五十二」と判読できる。これは第一七紙本文第一一行の「男伊福部小坂年五十二 正丁」よりの墨移りである。

第二四行 第二四行の本文「妹伊福部廣女」の「福」の右側に朱が面的に附着する。朱印の移りの痕跡であろうか。可能性としては、第二三行との間に墨移りしている「男伊福部小坂」の記載された第一七紙本文第一一行を左端とする、因幡国印の左上部分かとも思われるが、墨移りの位置としてはやや高いか。

第二四行の本文「妹伊福部廣女年廿八 正女」の記載の左端(偏の直上)にかかる位置に(界幅二・五mmの左界線から約四mmに相当)、因幡国戸籍とも韓国形見解とも無関係の折目が認められる。韓国形見解の所見で述べた折目Bと折目Cの中間やや折目Cよりに位置し、折目Bから一二〇mm、折目Cから九三mmを計る。折目としてはあまり明瞭ではないが、因幡国戸籍の面が山になっているようである。この折目は規格性が認められない位置にあり、折目の付いた理由は説明が困難である。

第二五行 第二五行は界幅が狭く他の行の三分の二程度しかないが、本文はそこに収められている。継目裏封「形見」の中間右傍らに朱の墨付きがある。第一七紙第九行から第一二行にかけて捺された因幡国印の移りの

可能性があるが明瞭ではない。

なお、第一七紙第一〇行の本文「男伊福部酒人年五十五 正丁」が墨移りしてもよい位置にあるが明瞭な移りは確認できない。これは、第二五行の行幅が狭くなっている関係で、第二五行の本文と墨移りの位置がちやうど重なってしまったことによるとみられる。以下、第一七紙第五行まで明瞭な墨移りが認められないのは、基本的に同じ理由によるのであろう。

(四) 第一七紙に関する所見

第一七紙は、因幡国戸籍の第一断簡の第三紙にあたる。この紙は二次利用に際して新たに縦界線を施すことをせず、因幡国戸籍の面の縦折界を転用したため、縦界線の錯綜は見られない。因幡国戸籍の縦界線は、一八行分の折界を認めることができる(『正倉院古文書影印集成』は一七行とする)。界幅は、①一九、②二三、③二〇、④二三、⑤二三、⑥二二、⑦二一、⑧二三、⑨二二、⑩二四、⑪二二、⑫二二、⑬二〇、⑭二二、⑮二三、⑯二〇、⑰二〇、⑱四。

第一六紙との接続は、第一六紙第二五行から第一七紙第二行にかけての上部の姓名部分に捺された国印の連続や、横界線の連続、特に中央部の第三・四・五界線が、互いに継目を越えて両紙にまたがる状況からみて、原形を保っているとみて間違いない。

第一行 第一行の本文「弟伊福部袁麻呂年廿九 正丁」の「正」の右上に、朱の墨付きがある。第一六紙との継目裏封「形見」の中間右傍にある朱の墨付きと一連のものとみられ、位置的にみると第一七紙第九行から第一二

行にかけて捺された因幡国印の移りの可能性があるが明瞭ではない。

第三行 第三行の本文「妻海部直羊女年五十六 正女」の「海」の右傍に朱の汚れが付着する。第三行から第五行にかけて上中下に三顆の因幡倉印が捺されているが、因幡倉印は総じて印影が不鮮明であることから、因幡倉印を押捺する際に付いたものの可能性が考えられるかも知れない。

第四行 第四行の本文「男伊福部袁麻呂年廿二 進丁」の上方、最上段の界線より上の余白に、別筆で「上」の追記がある。これは、「進丁」が示すように、この年二二歳を迎えたため中男から正丁への身分の変動があり、何らかの人身の照合が行われたことを意味するとみられる。「男」の右肩に短い墨線状の墨点があり（影）、合点とみられる。第一七紙本文第一五行に見える同じ二二歳の「伊福部弓張」の上部にも、同様に別筆の「上」、及び墨書の合点が見える。こうした課口の身分変動の註記は、因幡倉印の押捺と対応している。

「男伊福部袁」の部分には、記載と重なってたいへん判別が難しいが、左文字となった墨書の移りが認められる。「従父弟伊福部」と読め、二行あとの第一七紙本文第六行の「従父弟伊福部磐麻呂年卅八 正丁」の行の墨移りとみられる。

第四行の下端近くに横方向の朱の汚れが認められる。印影の移りの可能性が考えられ、この位置に移るとすれば因幡倉印であろうが、転写元の可能性のある印影は現状では見当たらない。

第五行 第五行の左よりの位置、本文「女伊福部足女年十三 小女」でいえば偏の部分に重なる位置に、因幡国戸籍とも韓国形見解とも無関係の折



挿図7 因幡国戸籍 折目B
(第17紙第5行)

目がある（折目Bに相当。挿図7）。折目はさほど強くないが、現状では因幡国戸籍の面が山になっている。上端では行のほぼ中央に近い位置にあるが、因幡国戸籍の面からみて下で左に振っており、下端では行の右からほぼ二対一に分ける位置（右界線から一五・五mm、左界線から七・五mm）にある。後述のように、この折目は、因幡国戸籍の墨移りの対称軸になっている。このことは、現状では因幡国戸籍の面が山となっているが、この折目を内側（谷）にして折られていた時期があったことを示している。

第六行 第六行の本文「従父弟伊福部磐麻呂年卅八 正丁」の左に近接する位置に、左文字となった墨書の移りが認められる。本文記載が下で右に振っていくため、下部ほど本文と分離して確認しやすくなり、「年廿二 進丁」と判読できるから、二行前の第一七紙本文第四行の「男伊福部袁麻呂年廿二 進丁」の墨移りであることが明らかである。

第六行から第八行にかけての上部余白から本文二、三文字目に至る位置に、印影が認められる。これは第二行から第五行にかけて押捺された三顆の因幡倉印のうちの上段の印影が、第五行にある折目Bを対称軸として

移ったものであろう。また、本文第六行の「部」の右傍、「八」と「正」の間の余白、「丁」の下方の三カ所に朱の汚れが認められる。同様の汚れは、次に述べる本文第七行の周辺にも数カ所認められ、これらは同じく第二行から第五行にかけて押捺された三顆の因幡倉印のうち、中段と下段の印影が、第五行にある折目Bを対称軸として移ったものであろう（影。但し始まりを第三行とする。以下同様）。倉印の印影が不鮮明であることは前述したが、これは印文の擦り減りとともに、朱の付け方と押捺の仕方の粗雑さに起因し、ひいては印影の移りの要因となったことが想定されよう。

第七行 第七行の本文「女伊福部吾女年五 小女」の「伊福」の間の左右「五」の左下、「小女」の左に朱の汚れが認められる。また、次行の第八行側の縦折界に沿って、朱の汚れが面的に広がる。前述のように、これらは、本文第二行から第五行にかけての因幡倉印が折目Bを対称軸として移ったものであろう（影）。

本文の左に近接して、左文字となった墨書の移りがある（影）。「妻海部直羊女年五十六 正女」と判読できる。これは、第一七紙本文第三行の「妻海部直羊女年五十六 正女」の行の墨移りで、第一七紙本文第五行の折目Bを対称軸としたものであることが明瞭である。

第八行 第八行の本文「弟伊福部人足年廿六 正丁」の「伊」の右側、「正」の右上に、朱の汚れがある。これらも本文第二行から第五行にかけての因幡倉印が折目Bを対称軸として移ったものであろう（影）。

また、第八行の本文「正丁」の左上から左下にかけて、左文字となった墨書の移りが認められる。「五十九 正丁」と読めるから、これは、第一七

紙本文第二行の「従父兄伊福部床足年五十九 正丁」の行の墨移りであろう。年齢より上の部分についても墨移りがあるがごく薄いので、判読は難しい。

第九行 左文字となった墨書の移りが認められる（影）。第九行の本文「戸主伊福部古麻呂戸」の記載のすぐ右に近接する、本文の記載と重複する位置で、「弟伊福部」と「麻」の左文字となった墨移りが判読できる。第一七紙本文第一行の「弟伊福部袁麻呂年廿九 正丁」の行の墨移りであろう（以下、第一八紙第四行にかけての部分の墨書・朱印の移りについては挿図8参照）。

第一〇行 左文字となった墨書の移りが認められる（影）。第一〇行の本文「男伊福部酒人年五十五 正丁」の右側に、「従父弟伊福部」が左文字となった状態でごく薄く墨移りしているのが判読できる。第一六紙本文第二五行の「従父弟伊福部麻呂年卅二 正丁」の部分の墨移りであろう。

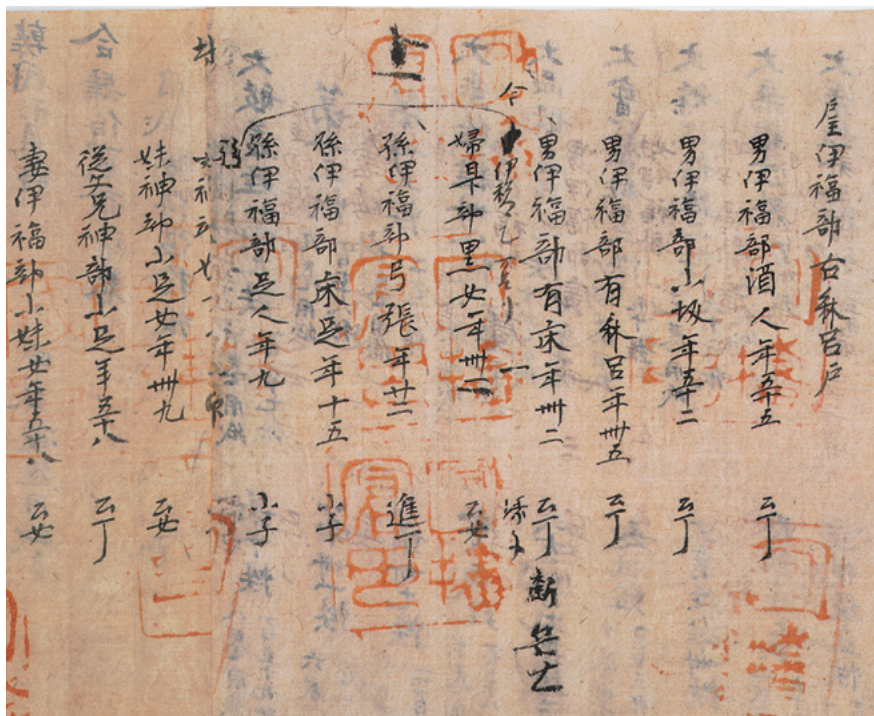
第一一行 左文字となった墨書の移りが認められる（影）。第一一行の本文「男伊福部小坂年五十二 正丁」の右側に「妹伊福部廣女」、及び「正女」の左文字となった墨移りが認められる。第一六紙本文第二四行の「妹伊福部廣女年廿八 正女」の部分の墨移りであろう。

第二二行 左文字となった墨書の移りが認められる（影）。第二二行の本文「男伊福部有麻呂年卅五 正丁」の右側に、比較的明瞭に左文字となった「妹伊福部小妹女年卅五 正女」の墨移りが判読できる。これは第一六紙本文第二三行の「妹伊福部小妹女年卅五 正女」の墨移りである。

第一三行 第一三行の本文「伊福部有床年卅二 正丁」の「男」の直上に、

線状の墨書の合点が認められる。また、「正丁」のすぐ下に「新兵士」が別筆で追記されている。これは元々の文字を擦り消した上で書き直されている(影)。

左文字となった墨書の移りが認められる(影)。第一三行の本文「伊福部有床年冊二 正丁」の右側に位置し、「男伊福部廣足年 三 緑子」と判読



挿図8 因幡国戸籍 墨書・朱印の移り (第17紙第9行から第18紙第4行まで)

できる。これは第一六紙本文第二二行の「男伊福部廣足年 三 緑子」(「年」と「三」の間は擦消抹消)の墨移りである。

第一四行 紙の上端では左界線から約四mmの、第一四行の記載の左端にく僅かにかかる位置に、因幡国戸籍の記載とも、また韓国形見解の記載とも無関係の折目がある(折目A)。第一四行の縦折界との関係では、下でやや左に振っており、下部ほど左折界に近づいていく位置にある。現状では因幡国戸籍の面が山になっている。

第一四行の右側の縦折界上に、「今■伊福マ乙万呂年 一 緑子」の追記がある。擦消抹消された「■」は、歴名のすぐ上の上部余白を通る墨線によって、第一七紙第一七行と第一八行の行間に追記された「孫」と結ばれている(この部分については後述)。「■」は隣接する行と高さが揃えられており、「今」が行から飛び出す位置にあるが、「今」を含めて一筆で記されている。「今」の右肩には、第一三行本文直上に付されているものと同く似た線状の墨書の合点が認められる。

第一四行には、本文第一五行となる「婦日下部黒女年冊二 正女」の記載がある。このうち「二」は「一」の下に横画を後補して「二」に訂正している(影。但し、「一」に重ね書とする)。この後補の部分は第一三行末尾の「新兵士」の追記とよく似た、穂先の整わない筆跡である。

第一四行にも左文字となった追記が認められる(影)。右に述べた追記と重複する位置にあるが、「男伊福部小廣年六 小子」と判読できる。これは、第一六紙本文第二二行の「男伊福部小廣年六 小子」の墨移りである。

第一五行 本文第一六行「孫伊福部弓張年廿二 進丁」の「孫」の右肩に、

線状の墨書の合点が付されている(影)。また、記載の上部余白に、大きく「上」の追記がある。これらの状況は同じ「進丁」とある第一七紙本文第四行にあたる「男伊福部袁麻呂」の行の記載と基本的に類似する。

左文字となった墨書の移りも認められる(影)。「張」の右側の位置で、「廣」が判読できる。これは、第一六紙本文第二〇行の「男伊福部廣麻呂年九 小子」の記載からの墨移りであろう。これより上部にも墨移りが認められるがごく薄いため判読は困難である。

第一六行 左文字となった墨書の移りが認められる(影)。本文第一七行の「孫伊福部床足年十五 小子」の右側の位置に、「妻海部忌飯女年卅七 正女」の左文字となった墨移りが認められる。これは第一六紙本文第一九行の「妻海部忌飯女年卅七 正女」に相当しよう。

第一三行から第一六行にかけて、三段にわたって、因幡倉印三顆が捺されている。下段にいくほど左にずれた位置に捺されており、上段の印影と下段の印影では、縦折界で約半分分のずれが生じている。この因幡倉印の押捺は、第一五行(本文第一六行)の伊福部弓張がこの年二二歳になり、正丁への身分異動(＝進丁)があったことと関わるものであろう。なお、この部分の因幡倉印が第一六紙第一八行から第二一行にかけて移っていること(影)については前述した通りである。

第一七行 左文字となった墨書の移りが認められる(影)。本文第一八行の「孫伊福部足人年九 小子」の右上から右側にかけての位置に、「戸主伊福部小」と「正丁」の左文字となった墨移りが認められる。これは第一六紙本文第一八行の「戸主伊福部小足年卅九 正丁」の行に相当する墨移りで

あろう。

第一八行 約四mmのみを残して大半を断ち切られており、この行の本来の記載は残らない。しかし、第一七行との行間に記載があり、現状では「孫」一文字のみだが、これは元書かれていた「□伊福部乙万呂年一 緑子」を擦り消した後に書かれている(影)。但し、「伊福部」は「神部」とする)。

「孫」は、第一三行と第一四行の行間に書かれた本文第一四行の一文字目の墨抹された文字(「男」か)と墨線で結ばれている。また、この行間記載の「孫」上方の横界線の欄外に、「今」を擦り消した痕跡が残る。初め、第一七行と第一八行の行間に「今 孫伊福部乙万呂年一 緑子」と追記したが、追記位置の誤りに気付いたため、第一三行と第一四行の行間に改めて追記し直したのであろう(樋口知志氏の指摘のように、乙万呂が有床の子であることを明確に示すためか)。但し、その際「孫」と書くべきところを「男」と書いてしまったため、「男」を墨抹して「孫」と書き直そうとしたが、記入すべき余白がなかったため、当初記載した第一七行と第八行の行間部分に「孫」と書いて、墨線で結んだのであろう。擦消の上に「孫」と書かれているため確認が難しいが、第一七行と第一八行の行間に書かれた当初の記載も、「男」と書かれていた可能性があるかも知れない。

なお、「伊福部乙万呂」を抹消した部分にも、左文字となった墨書の移りが認められる。ごく薄い「海」が読め、次に「部」の第五画までに相当する左上部の「立」とみられる部分、そしてこれに続く「真」、さらにあと二文字程度を読み取ることができる。「真」に続く二文字の残画は「成女」とみて矛盾はなく、これらが第一六紙本文第一七行の「妹海部真成女年廿

五 正女」の部分の記載の墨移りであることは明らかである。さらに、この墨移りした「海部真成女」の五文字はいずれも第一七紙左端で墨移りが切れているのを確認することができる。これは、墨移りの発生時期を考える上で重要な知見である。

なお、第一七行付近に印影を二顆確認できる。一つは、第一七行の「孫伊福部足人年九 小子」の記載のうち、「福」の右下から「九」の下に至る位置を右端として押捺されている印影、もう一つは、「小」の第二画付近を右上隅とし、かなり右に傾けて捺された印影である(挿図5参照)。部分的な印影でありかつ印文も明瞭でないが、上部の印影は辛うじて縦長約五九mmを計ることができる。この大きさからも、押捺の傾きからも、これらが因幡国印であることは疑う余地がない。

(五) 第一八紙に関する所見

第一八紙は、因幡国戸籍の第二断簡にあたる。この紙は二次利用に際して新たに縦界線を施しているため、縦界線が表裏で錯綜している。因幡国戸籍の縦界線は、六行分の折界を認めることができる。界幅は、①七(一部第一七紙の下に入るため裏面で計測)、②二六、③一九、④一八、⑤一七、⑥六。

第一七紙との接続は、韓国形見解としては継目裏封「封」「印」「封」によつて接続が保たれていることが明らかだが、因幡国戸籍としては、本文記載・横界線・印影のいずれもが分断することからみて、二次的な接続であることが明らかである。

第一行 本文第一行「妹神部妹女年六 小女」は、切断にかかり第一七紙との継目の下に半存。

第二行 本文第二行「妹神部小足女年冊九 正女」の「神部小」の右側に左文字となった墨書の移りがあり、「^{〔神カ〕}部^{〔直カ〕}」と判読できる。一文字目は偏の縦画が確認でき示偏とみられるので、「海」にはならない。また、三文字目は「真」の可能性も否定はできないが、下部に「八」は認められず、残画からは「直」の可能性が高い。「神部直」は、現存する部分では第一五紙の本文第四行の「寄神部直廣女年十九 少女」と、同本文第五行の「弟神部直小廣女年十三 小女」の二名のみである。これらの墨移りかどうかの判断は困難といわざるを得ない。^{〔補註〕}

第一行から第二行にかけて、因幡国印の左端部分を、上下に二顆分確認できる。上段は本文第二行の「小足女年冊九」の記載の中央までに重なる位置を左端とするもの、下段はこれよりやや左にずれ、「正」の左上を印影の左上隅の位置とするものである。これとは別に、本文第二行の「小足女年冊九」の記載を右側とし、これを完全に含む位置、印影でいえば上段の国印の左端と重複してこれよりやや下にずれる位置、すなわち上段の国印の「国」の左端の縦画(第一画)に「因」の右端の縦画(第二画の縦画部分)がちょうど重なる位置に、もう一つの因幡国印が捺されている。この第二行から第四行にかけて捺された新たな因幡国印の郭の右下は、第二行で終わる下段の国印の郭の左上部分ともほんの僅かながら重複して捺されている(挿図5参照)。

第三行 本文第三行「従父兄神部小足年五十八 正丁」の記載の右側に、

左文字となった墨書の移りが僅かに認められるが、判読できない。

第四行 本文第四行「妻伊福部小妹女年五十八 正女」の「福」の右側に、左文字となった墨書の移りが一文字分認められるが、判読できない。また、「五十八」に続く第三横界線より上の位置にも、左文字となった墨書の移りが一文字分認められ、「三」と判読できる。但し、これらの転写元の特定は困難である。^(補註)

第五行 本文第五行「男神部赤麻呂年廿七 正丁兵士解」のうち、「兵士」までは、第一六紙本文第一三行の「弟海部得安年廿七 正丁兵士」と同様に、一筆で記されているとみられる。これに対し「解」は追筆されており、第一七紙本文第一三行の「男伊福部有床」に関する「新兵士」の追記と同筆であろう。「男」の上、第二横界線の少し上に、短い墨線状の墨点があり、合点とみられる。

本文第五行の「神部赤麻」の右側、及び「正丁」の右下に、左文字となった墨書の移りが認められるが、判読できない。

第六行 本文第六行「男神部黒麻呂年廿三 正丁 新兵士」は切断され半存。「新兵士」は追記で、第五行の「解」と同筆であろう。すなわち、戸内で神部赤麻呂から弟の神部黒麻呂への兵士の交替があつたことになる。「男」の上、第二横界線の少し上に、第五行と同様に短い墨線状の墨点があり、合点とみられる。

本文第五行から第六行にかけて、因幡倉印が上下二段に捺されている。他と異なり、下段の印影の方が右にずれた位置にある。

(六) 因幡国戸籍に関する若干の検討

① 因幡国戸籍の資料としての性格

因幡国戸籍の特徴は、国印を押捺した公文書であるにもかかわらず、ある時点での戸の静的な状態の記録としてではなく、一定期間に生じた戸の構成員の変動を把握するいわば動態の記録として作成されていることである。戸籍は六年一造であつたから、戸そのものの編制替えだけでなく、構成員の異動(誕生・死亡・移動など)の戸籍への反映も六年ごとの造籍年にまとめて行われた。このため、課役の賦課の台帳とすべく毎年の異動を掌握するために作成されたのが計帳歴名である。計帳歴名は、造籍年の戸籍をベースとして、その後の戸の構成員の変動を一年ごとに反映させる形で作成されたが、畿外の諸国からは歴名そのものの中央への報告は行われず、それを集計した帳簿である大帳が、計帳として京進されたとみられる⁽⁴⁾。計帳歴名の作成が、前年の計帳歴名に朱を入れる形で行われたのは想像に難くない⁽⁵⁾。因幡国戸籍に見える戸の構成員の変動には、①出生した子の新規登載、②小子から中男へ、中男から正丁への年齢区分の更新、③兵士の点定があり、これらはいずれも前年の歴名作成以後の変動の把握として理解することができる。まさに、前年の歴名をベースに、前年の歴名作成以後の一年間に生じた戸の構成員変動の様子を、その変動がわかるように記載した、動態の記録といってよい。その際、機械的にわかる変動、すなわち年齢の一歳加算やそれに伴う身分変動を予め書き込んでおけば、加筆を最小限で済ませることができる。年齢の修正が行われていないのは、こうした作成過程を想定すれば、容易に理解することができる。

なお、戸そのものの変動は原則として籍年まで待つという原則に関連するとみられる記載がある。それは、第一五紙第七行のところでも述べたように、戸主の記載に二通りの書き方があることである。「戸主」は姓名よりも一段高い位置から書き出しているが、姓名の下に他の歴名と同様年齢・年齢区分の記載のある者と、そうではなく単に「某戸」の記載のみの者があることである。前者の場合は、戸主が当該戸の記載の途中にくるとは考えにくいので、戸主の記載が当該戸の冒頭の見出しの役割も果たしているとみられる。一方、後者の場合、戸全体が残存していないので、推測ではあるけれども、戸主本人の記載が別の箇所に残るわけではない。また、そういう事態も想定は難しいであろう。それでもなお、年齢・年齢区分の記載のない、いわば実質を伴わない戸主記載があるのはどうしてか。不統一として片付けるのは簡単であるけれども、これは戸主の死亡を意味するのではないか。すなわち、たとえ戸主が死亡したとしても、戸の編制替えは次の籍年まで行えない。死亡してもなお、戸主としての役割は籍年まで果たし続けることになるのであろう。彼の名が消えるのは、次の造籍による戸の改編のあとということになるとみられる。一見不統一にみえる戸主記載のあり方は、因幡国戸籍が戸籍でないことを示す重要な証拠ともなるわけである。

このように、因幡国戸籍は、まさに計帳歴名の作成過程そのものの記録であることがわかる。そして、そこに国印が押捺されていることからすれば、これを浄書した清書本が別に作成されたことを否定するものではないものの、変動過程を残したいわば生の記録が、そのまま計帳歴名として機

能した可能性を考えることができよう。その意味で、既に松崎英一氏の指摘があるように、因幡国戸籍は因幡国計帳であり、因幡国某郡計帳歴名と呼んでしかるべき帳簿といえることができる。

② 因幡国印と因幡倉印の捺し分け

因幡国戸籍の動態記録としての意義を端的に示すものとして、因幡国印と因幡倉印の捺し分けがある。因幡国印が二段に捺されているのに対し、因幡倉印は三段に捺すのを原則としており（後述のように、印影の移りで残る第一六紙第一三行から第一五行にかけての部分の転写元の印影は、その位置からみて四段目であった可能性もある）、第一六紙に一カ所、第一七紙に二カ所の計三カ所に確認することができる。因幡倉印が押捺されている箇所に共通しているのは、前述のように課役負担の変更を伴う年齢区分の変動があった者の記載箇所であることで、しかもそこには上部欄外に「上」の追記が施されている。

因幡国印と因幡倉印の押捺順序については、倉印が比較的丁寧に水平に捺されている（但し三段は真つ直ぐではなく、少しずつ左右にずれる特徴がある）のに対し、国印はかなり疎らで、しかもかなり斜めに捺される場合が多く、ことに倉印の左側の国印は傾きが顕著になる場合が多い。このことは、身分変動のあった人物の部分に倉印を捺す作業がまず行われ、その後印の捺されていない余白を埋める形で国印が押捺されていたと考えたと整合的に理解できるだろう。国印の押捺位置が、倉印の押捺位置に規制されたとみられる事例があることはこれを裏付ける。国印が疎らで、印

影にカヴァーされていない者もいるのは、国印の押捺が実質的な意味をもたず、体裁を整えるためであることを暗示しよう。万一改竄が行われたとしても、身分変動などにより加筆修正が行われた部分には倉印押捺が不可欠だったわけであるから、正規の改変であるか否かは、倉印の有無でもって判断できるのである。

ただ、逆の可能性がある箇所も存在する。国印の位置に規制された倉印押捺がみられる場合である。第一五紙冒頭上部に二顆重なる因幡倉印のうち左側の印影で、これは第三行から第五行にかけて押捺された因幡国印のうち上段の国印と、縦位置でみると半行分程度重なる位置関係にあり、国印が倉印の下に位置に潜り込む形になっている。すなわち、この国印を避けて倉印を捺している可能性が考えられ、上段の倉印が二重に押捺されていることと関係するのかも知れない。この国印は、他の上段の国印に比べるとやや下の位置に捺されているから、国印が倉印を避けて捺されたとみる余地はなお残るが、国印押捺によって一旦完成を見た後に、加筆修正を行った部分に改めて倉印を捺した可能性を留保しておきたい。

なお、そもそも倉印押捺の意味はどこにあるのか。倉は正倉であろう。正倉と計帳の関係として思い起こされるのは、計帳の日である⁽⁶⁾。計帳の日と呼ばれる戸口調査期間に、支配拠点としての正倉に人々を集め、身分変動の確認が行われた可能性が考えられよう。そしてそれは、郡印ではなく国名を冠した倉印によって管理されていることからみて、国の役人の管轄下に行われているとみることができる。計帳を責うための国司巡行が行われたことは天平期の諸国の正税帳から窺うことができ、そうした機会に国

司の立ち会いの下で身分変動者の照合・確認が行われた可能性を読み取ることができるだろう。倉印が身分変動の確認印になっているわけである。国司巡行の機会を捉えた身分変動の確認作業を想定すれば、作成中の計帳歴名を国府とやりとりする手間を省くことも可能になるのである。

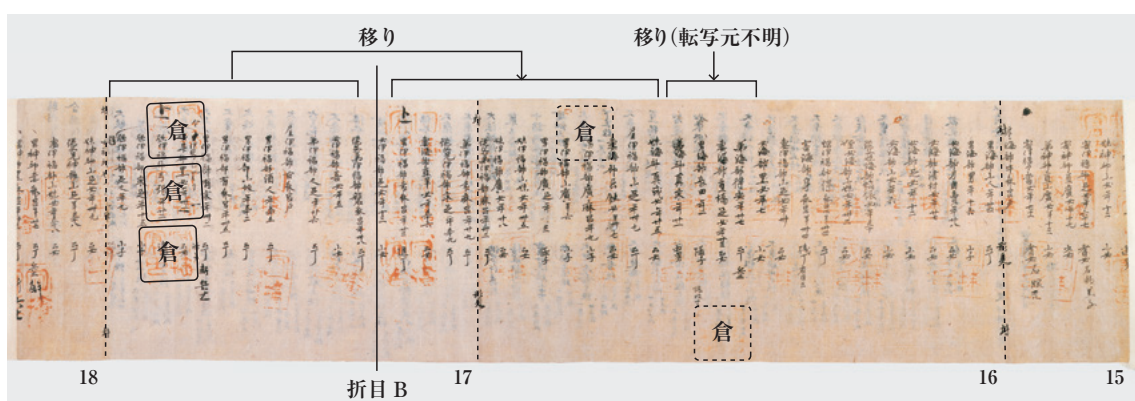
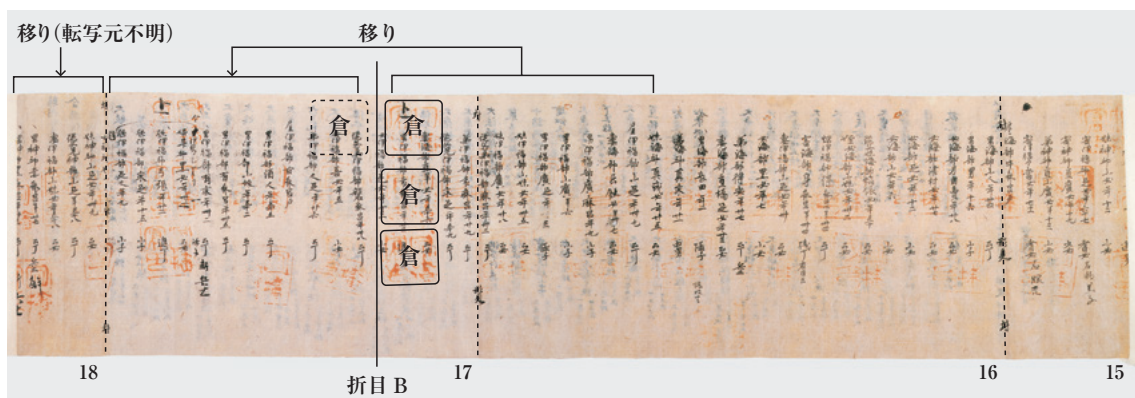
③本文の墨書・印影の移りとその時期

戸の構成員の変動をヴィヴィッドに伝えるかけがえのない資料であることとならんで、資料としての因幡国戸籍を特徴付け、そこにさらなる視覚的な立体感を与えている要素として、本文の墨書・印影の移りが多数見られる事実がある。この点は既に『正倉院古文書影印集成』の解説に的確な指摘がある。しかし、報告書としての性格から必要最小限の簡潔な事実の指摘に止まっただけで、その意義付けなどについては言及がない。前章で複雑な事実関係の記載を行ったのはそのためである。屋上屋を架す謗りは免れがたいけれども、この点について少し検討してみたい。

本文の墨書・印影の移りの関係を整理すると次のようになる。

ア、墨書・印影の移りは第一七紙第五行にある折目（折目B）を対称軸として発生している。

イ、折目から左の部分への墨移りは、第一八紙にまで一部断続的に確認できるが、第一七紙末尾の第八行の墨移りは、第一八紙との接続部分で切断されており、第一八紙には続かない。折目から第一七紙末尾までの墨移りは、一部明瞭でない部分もあるが、一三行分あったとみられ、第一六紙本文第一七行から第一七紙本文第四行にかけての一三行の本文が転



挿図9 因幡国戸籍 折目Bを対称軸とする墨書・朱印の移り模式図

写元となっている。第一八紙の墨移りについては、明瞭な転写元を特定するのは困難な状況である。

ウ、一方折目から右部分には、第一六紙第一二行まで断続的に墨移りが認められる。このうち、第一七紙第四行から右へ第一六紙第一七行までの一二行分の墨移りは、第一七紙本文第六行から本文第一七行にかけての一二行分の本文が転写元となっている。

墨移りはこれより右に第一六紙第一二行付近まで断続的に続いているが、その転写元は、第一七紙の後の接続する第一八紙の記載には確認することができず、現在残らない別の部分が転写元になっているとみられる。

エ、転写元には「新兵士」など本文よりも墨色の濃い追記があるにもかかわらず、これらは墨移りしていない。

オ、印影の明瞭な移りは倉印のみで、国印については可能性のある部分に残るものの、明瞭な移りは確認できない。

これらの折目Bを対称軸とする墨書・印影の移りの状況を模式的に示すと挿図9のようになる。

さて、アの第一七紙第五行の折目Bは、現状では因幡国戸籍の面が山で、韓国形見解を内側にして折った形になっている。これが韓国形見解の保管形態に関わる折目とみられることは前述の通りである。ところが、この折目は墨移りの対称軸にもなっていた。墨移りは当然因幡国戸籍の面を内側にして折らなければ発生し得ないから、折山が現在とは逆の時期があったことになる。しかも、墨移りはこの折目Bから韓国形見解を六ツ折にして

保管した際のこれの右（韓国形見解の面で）に続く折目Aや、左に続く折目Cを越えて発生している。すなわち墨移りした際には、折目Bはあったが、折目Aや折目Cはなかったことになる。折目Bはほかの折目とは別の由来をもつ折目で、もともとは折山が逆であり、これが韓国形見解の保管の六ツ折の折目の一つに転用されたことになる。それでは、この折目が付けられたのはいつであろうか。それはとりもなおさず墨移りの発生時期について考える重要な指標となるであろう。

この点で重要なのはイ・ウの所見で、ことにウに指摘した第一七紙末尾にみられる第一六紙本文第一七行の「妹海部真成女年廿五 正女」を転写元とする墨移りが継目で切断されている事実と、第一八紙の記載とは別の記載を転写元とする墨移りが第一六紙第一七行より前に発生している事実は重要である。このことはいわば表裏一体の事実であって、墨移りが発生した段階では、第一八紙とは異なる記載が第一七紙の後ろに続いていたことになる。つまり、墨移りは第一八紙をここに接続するよりも前の段階で発生していることが明らかになる。第一八紙の接続は、韓国形見解の最終完成時点であるから、墨移りの発生は八世紀に遡ることになる。

八世紀のいつかについては、いくつかの想定が可能であろう。①因幡国戸籍作成時……計帳歴名作成の過程での一時保管において。②韓国形見解の作成時……韓国形見解作成過程での一時保管において。これは因幡国戸籍がどういう理由で造東大寺司にもたらされたかとも密接に関係してくる。計帳歴名としての因幡国戸籍は、基本的に棒軸ないし題籤軸に巻かれていたはずで、折って保管する過程があったことは想定しにくい。一方、韓

国形見解としての利用過程では、卷子から一定量切断しての軸から離れた状態での再利用であるから、折っての保管は充分あり得る。ただ、墨移りするほどの時間の経過、あるいは環境に置かれたとは俄に考えがたい面もある。

その点で言うと、エ・オの所見は示唆的である。前年記載を機械的に年齢だけ加算して引き写した部分が墨移りしているのに、当年の兵士の異動の追記や国印が移っていないならば、墨書や印影の移りの発生時期について、①の可能性、すなわち計帳歴名作成過程の可能性がクローズアップされてくることになるだろう。すなわち、昨年の計帳歴名作成以降の異動を記入するための資料として作成されたあと、異動を記入し国印を押捺して一応の完成をみるまでの間の因幡国のできごとであった可能性である。確かに、変動記載に備えた書き込み用の計帳歴名が、軸に巻かずに保管されていたということを積極的に肯定する材料はない。しかし、墨書や印影の移りがあるのは厳然とした事実である。むしろその事実を前提にいわば計帳歴名案ともいえる帳簿が、ばらけた状態で管理され、あるいは室外に持ち出されるような状況にあったことを想定すべきなのかも知れない。（補註）

④第一八紙の貼り継ぎとその原位置

韓国形見解における縦界線の状況からみて、第一八紙が因幡国戸籍の面というなら、第一五紙よりも前の部分にあったとの推定を述べた（一（6）①）が、この点は、因幡国戸籍自体の観察からも裏付けることができる。一つは、縦界線の幅である。第一八紙の界幅は二〇mm未満で、これは最

も幅の狭い行でも二〇mmを計る第一六・一七紙とは著しい違和感がある。これに対し、第一五紙は、第一八紙ほどではないものの、広いところで二〇mmで、第一八紙に近い。また、戸口に神部姓が存在することにも、第一八紙と第一五紙との親和性を認めることができる。

このように、因幡国戸籍の面からみても、第一八紙は元々第一五紙の前の部分にあった可能性が高い。韓国形見解の末尾（因幡戸籍側の先頭）にあった余白を切り取って、韓国形見解の頭（因幡国戸籍の末尾）に付けた結果、関連する部分が前後に分断したのだろう。現在第一五紙の端にも、また第一八紙の奥にも、因幡倉印が半存する。印影の重複がなければ、少なくとも三行分程度の欠落を認めなければならないが、両者は比較的近接する位置にあり、同じ戸の記載である可能性も充分考えることができよう。

⑤ 第一七紙に本来続いていた記載の復元

第一七紙最終行本文の「孫伊福部足人年九 小子」は、第一六紙第一七行の本文「妹海部真成女年廿五 正女」と、第一八行の本文「伊福部小足年卅九 正丁」との行間の位置に墨移りしているが、墨移りはその前にも連続しており、その転写元は、元第一七紙につながっていた部分ということになる。したがって、墨移りを読むことにより、今は残らないこの部分を復元することができる。

- 1 孫伊福部足人年九 小子 （第一七紙第一七行。ここまで現存）
- 2 孫^{（伊カ）}福部□女年□□
- 3 □□

また、これ以降の行は文字の復元はできないが、第一六紙第一三行から第一五行にかけて「因幡倉印」の移りが認められる（特に最下段の移りが顕著）ことからみて、恐らく五行目に身分異動を伴う人物の記載があったとみられる。但し、現存する箇所と比べると、移りから確認できる押捺位置は、他と異なり紙の下端にまで及んでおり、四段にわたっていた可能性もある。このため、下端にまで達する長い本文記載があったことが想定されるが、その内容や理由は不詳である。

⑥ 因幡国戸籍の成立過程

因幡国戸籍の成立過程を振り返っておこう。まず、前年の計帳歴名に基づき、機械的に一歳ずつ加算して書き写す。身分変動予定者も予め新たな年齢区分を「進男」・「進丁」などと記載しておく。去年の歴名作成後に生まれて前年歴名に追記されていた者は、新たに行を立てて記入しておく（これを草案と称しておく）。

ここまでの準備をした上で、大別して二種類の追記が行われている。一つは合点を付す追記である。これは今年の身分変動に関わるものとみられ、三種類——a新生児、b年齢区分の異動、c兵士の点定——に分けられる。もう一つは朱圈点を付す追記（d）である。

aの新生児は、昨年の計帳歴名作成以後に誕生した者で、草案作成時までに把握の済んでいた者（第一六紙本文第一五行の海部長田。「帳後生」とあり、計帳歴名作成以後前年に誕生した者で、年齢は二歳となる）と、草案作成後に把握し姓名自体が追記されている者（第一七紙本文第一四行と

して挿入された伊福部乙万呂。合点を付す作業の過程で誕生を把握した者とみられ、年齢は一歳となる）とがある。前者の場合、歴名への登載自体は済んでいたものの、合点追記を伴う照合の対象にはまだなっていないかったことになり、「帳後」とあることからすれば、「帳」すなわち計帳歴名の作成が合点追記を伴う年に一度の照合の機会でもあったことがわかる。

新生児には、合点とともに、これよりは薄い墨色の「今」の追記が伴う。計帳歴名に「今」年新規に登載される、意味であろうか。なお、合点の位置は、草案段階から記載されていた者は姓名の右肩、行間に挿入された者は「今」の右肩となっている。

bの年齢区分の異動者は、今年一八歳または二二歳になり、小子から中男へ、あるいは中男から正丁へと年齢区分が変わる者である。これらは機械的年齢加算で把握できるため、異動対象であることがわかるよう予め草案段階で「進男」・「進丁」と書かれている。合点は姓名の右肩に付されている。aの新生児の合点と同じ位置にあり、同一の機会に付されたものとみられる。そして少なくとも正丁になった者には欄外上部に「上」と記す。本人の確認が行われている可能性が考えられよう。

c兵士の点定は、継続して兵士として出仕する者には特別の追記はない。これに対し、新たに兵士に点定された者には「新兵士」の追記が、またこれに伴って兵士の任を解かれた者には「兵士」の註記に「解」が追記される。そして新旧双方の兵士について何らかの照合が行われたようで、その結果が各々の姓名の上部の合点として記録される。合点の形状はa・bの場合と同一で、担当者は同じ可能性があろうが、付される位置が異なっ

おり、cに伴う合点は、姓名の直上に付されるという特徴がある。意図的な書き分けの可能性がある。

照合の結果は、合点とともに、因幡倉印の押捺という形で記録される。但し、aについてはこの限りではなく、また、cのうち「新兵士」にも押捺は見られない(第一七紙第一三行の伊福部有床)。第一八紙末尾に見える「新兵士」の神部黒麻呂については、因幡倉印が押捺されているようにもみえるが、これはあるいは前行の「兵士解」に主眼がある押捺と解する余地もある。aが押捺対象外であることからみると、押捺の意図は課役の徴収の変更にあるとみられるが、兵士点定による庸と雑徭の免除については、押捺が省略されたのかも知れない。前述した合点の位置の違いは、照合の時期差を示すものともみられるが、位置が異なるとはいえ合点の形状が酷似していることや、両者にわたって因幡倉印が捺されている事実は、同じ機会を捉えての実施とみる方がよいであろう。

それはどのような機会か。正倉の印が効力保持に用いられていることは、正倉における何らかの行事に伴うものとみるのが相応しい。そして思い起こされるのは「計帳の日」である。既に樋口知志氏の指摘にもあるように、兵士点定は計帳の日に行われたとみられる。このことは形状の酷似する合点の付されたaやbの確認についても計帳の日が用いられたことの傍証となろう。正倉がそうした人身把握の場として機能していた証を、この倉印押捺に読み取ることができる⁽⁸⁾だろう。

さて、もう一つの朱圈点の追記dはa・b・cとは様相を異にする。朱圈点は、三名について、いずれも上部余白に記されている(第一六紙本文

第六行の「女海部小女年六 小女」、同第二二行の「女海部黒女年七 小女」、同第二二行の「男伊福部小廣年六 小子」。何らかの照合を行った記録であるのは間違いないが、何が行われているのであろうか。従来、これを班田に関わると見做す指摘があるが、これは個人掌握に主眼のある因幡国戸籍のような資料において、班田に関わる事務管理を想定するのはやや突飛と思われる。籍帳制の範囲内で理解できないかを考えるのがまずは筋であろう。

ここで注目したのは、これらは年齢が六歳、または七歳で、新規に戸籍に登録される際の年齢の上限であることである。戸籍は六年一造であったから、造籍後に誕生した子は、次の造籍を待つて一斉に戸籍に登録されることになるため、新規登録の者は一歳から七歳までの幅が生じる。これを毎年の計帳歴名作成の立場からみると、七歳までの子については、計帳歴名では掌握していても、戸籍未登録という事態があり得る（七歳が未掌握になるのは、籍年の計帳歴名における前回造籍年に誕生した子の場合）。そうであれば、七歳以下については戸籍登録の有無の確認が必要になる場合があるだろう。臆測ではあるが、dの朱圈点は、戸籍に登録されていることを確認した記録と考えられないであろうか。この点が認められるなら、これは因幡国戸籍の作成年を考えるためにも有効な情報となろう（後述）。

⑦因幡国戸籍の来歴について

因幡国戸籍の来歴については、樋口知志氏の詳細な検討がある。樋口氏は因幡国戸籍を「計帳歴名作成のための準備資料」と位置付けた上で、計

帳歴名としての京進は一応否定するのであるが、主計寮における課丁数の確認のために、郷戸課丁帳の代用物として、大帳に付して民部省宛に送られたと結論付けている。すなわち、公的なルートによる京進を想定するという点では、計帳歴名の京進と大差はないのである。

しかし、本稿で縷々述べた形状は、いかに臨時の代用物とはいえ、京進文書として相応しいであろうか。因幡国戸籍の墨移りはそれがまだ因幡国内にある段階で、既に発生していたとみられる。それは第一七紙第五行にある折目Bを対称軸として、因幡国戸籍面を内側にして折ったために発生したものであった。この折目は奉写一切経所において二次利用される際にもまだ目立つ状況にあり、韓国形見解を六つに折りたたんで保管するに際しても折目の一つとして用いられた（これを基準にして折った可能性も考えられる）。

こうした顕著な折目のある文書が京進されたとは考え難く、ましてや墨移りの発生しているような文書の京進は想定し難い。因幡国戸籍は、計帳歴名作成過程の文書で、国印が捺された身分変動の原本であるといえ、当年歴名のいわば下書きである。このような作成過程をヴィヴィッドに示すようないわば内部文書を敢えて京進させる理由は見当たらない。もしどうしても照合を行いたいのであれば、通常は畿外諸国からは京進させない計帳歴名を京進させればそれですむことであろう。

具体的な流れは描けないけれども、東大寺は因幡国に庄園を保有していたわけであるし、写経所が因幡国との往来のある人物と交渉をもっていたことも知られている。例えば、七五八年（天平宝字二）九月の天津大浦啓

『大日本古文書』編年文書卷四、三〇〇頁)によれば、彼は造東大寺司主典の阿刀雄足の依頼によって、何らかの物品を調達するために因幡国に使者を送っており、その調達は因幡守の部内巡行の機会を捉えたものでもあったらしい。保管期間を過ぎた因幡国戸籍のような公文が、私的なルートによって造東大寺司写経所にもたらされる道は開かれていたといつてよいであろう。因幡国に一定期間計帳歴名作成過程の原簿として保管されていたものが、廃棄後に造東大寺司の私的なルートで都に運ばれて写経所に入ったとみる方が、京進を経た公的なルートを通じての入手を無理に想定するよりは遙かに自然であろう。

⑧ 因幡国戸籍の作成年

因幡国戸籍の作成年は、一八歳から中男、二二歳から正丁とする年齢区分によって、令制から一歳ずつの引き上げが実施された七五七年(天平宝字元)四月を上限とし、韓国形見解の七七二年(宝龜三)三月を下限とするのは明らかだが、干支を名にもつ者の年齢に基づく松崎英一氏の研究によって、七六二年(天平宝字六)説が提示されている。

一方、⑥で述べた朱圈点を班田に関わるとする見方を敷衍させた樋口知志氏は、造籍年ないし班田年の作成を主張し、松崎説を真っ向から否定した。

この点は、因幡国戸籍が京進されたものかどうかという、その来歴の議論とも密接に関わるが、樋口知志氏の議論の難点は、京進を前提にした議論となっていることである。もう少し資料そのものに即した議論が必要な

のではないと思われる。

まず、松崎英一氏の論旨は正当であり、これを否定する材料はない。造籍年または班田年とする樋口知志氏の反論は、朱圈点を班田に関わるとする仮説に基づくもので、反論になっていない。松崎説の当否は、これに矛盾する事実がないかどうか、客観的に検証される必要があるが、その素材がないというのが実情であった。

そうしたなかで、⑥に述べた朱圈点のあり方は、一つの示唆を与えてくれるようである。もし、これが戸籍登載者の照合を意味するとすれば、対象者は六歳と七歳のみで、五歳で対象外の者が確認できる(第一七紙本文七行の「女伊福部吾女」から、一歳から五歳までの者は確認対象となっていない、すなわちまだ戸籍登録対象となっていないことになる。これはとりもおさず、彼らが前回の造籍年以降に生まれた者であることを示す。

そうであるならば、因幡国戸籍は前回の籍年から数えて最短で五年目の作成ということになろう(籍年の造籍後の誕生であれば、戸籍登載は次回送りとなるから、五歳の戸籍未登録者は、籍年から数えて五年目以降であれば発生し得る)。韓国形見解が作成された七七二年(宝龜三年)より前の造籍年は、直近から順に、七七〇年(宝龜元)、七六四年(天平宝字八)、七五八年(天平宝字二)、七五二年(天平勝宝六)で、それから数えて五年目でかつ七五七年(天平宝字元)の年齢区分引き上げという条件を満たす年は、七六二年(天平宝字六)と七六八年(神護景雲二)の二年である。松崎説の七六二年はこの観点からも因幡国戸籍の作成年としての条件を満たしていることになる。迂遠な論証ではあるが、因幡国戸籍の内容に即し

た検討からも松崎説は補強され得ると考えられ、本稿においては七六二年（天平宝字六）作成説を取ることにしたい。

あとがき

本稿では、いわゆる因幡国戸籍について、改めて実物に即した観察を行ってその所見を提示するとともに、その所見に基づく因幡国戸籍の資料としての性格全般についての私見を述べた。本稿を草することができたのは、ひとえに因幡国戸籍自体が雄弁な情報に溢れた資料であることに起因している。資料そのものの情報をどこまで正確かつ完全に引き出すことができたか、ことに語ろうとしている情報を見落としている場合が多々あるのではないかという一抹の不安は禁じ得ない。また、努めて観察所見から客観的に窺える情報を提示したつもりではあるが、主観的な判断を交えてしまったのではないかと危惧も禁じ得ない。ただ、筆者の意図は、あくまで観察記録の管見を、ありのままにお伝えすることにあり、それが熟覧の機会を与えられた者の責務であろう。冗長な叙述の誇りを覚悟で、あえて観察記録の体裁で文章化を試みた所以である。もとより、観察所見自体が私自身の判断に基づくものであり、観察とは所詮そういうものであるけれども、本稿の観察所見の責は全て筆者が負うものである。資料そのものの語る豊かな情報を充分かつ正確に伝え得ていない点があるとすれば、それは全て観察者である筆者の責任である。また、情報提示を優先したため、既往の研究における指摘や解釈に必ずしも充分に配慮した記述になってい

ない面もある。それらの点は、先学ならびに識者、そして何よりも資料自体にご寛恕願うしかない。

（わたなべ あきひろ 奈良文化財研究所史料研究室長）

註

（1）国印・倉印とも因幡の「幡」は「播」の字形である。八世紀の木簡に見える表記も全て「因播」である。従って、本来は「因播」と表記すべきと考えるが、本稿ではひとまず慣例に従って「因幡」の表記を用いることとする。

（2）正倉院文書における公文の二次利用の状況については、渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」（弘前大学国史研究会『弘前大学国史研究』八一、一九八六年）に一覧表の形で整理したことがあるので、参照されたい。

（3）以下、国印の押捺位置や状況については、必要に応じて言及するにとどめた。国印押捺に関する全般的な理解については、本文二（6）②を参照されたい。

（4）計帳制度全般、及びその京進の有無については、杉本一樹氏の論考を参照されたい（「計帳歴名の京進について」『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年。初出は一九八五年）。

（5）計帳歴名の作成過程については、渡辺晃宏「籍帳制の構造——手実・歴名の検討から——」（日本歴史学会『日本歴史』五二五、一九九二年）を参照。本稿における計帳歴名作成過程についての理解は、基本的にこれによっている。また、渡辺晃宏「籍帳」（平川南・沖森卓也・榮原永遠

男・山中章編『文字と古代日本』一支配と文字、吉川弘文館、二〇〇四年）でも、その梗概について整理している。

(6) 計帳の日については、中村英重「計帳の日」(駒澤大学大学院史学会古代史部会『史聚』一二、一九八〇年)、及び本文前掲樋口知志論文を参照。

(7) そもそも紙の文書における墨書の移りほどのような環境下での程度の頻度で発生するものなのだろうか。残念ながらその点を考察するための十分な素材を私は持ち合わせていないし、そのような観点の研究は恐らくなされたことがないであろう。その点でも因幡国戸籍の特異性が際立つのであるが、因幡国戸籍が成巻されている正倉院文書正集第二九巻に、因幡国戸籍の前(右)に貼り継がれている天平九年但馬国正税帳の場合には、成巻状態で発生したとみられる、裏面の天平十六年十二月の経師手実の墨書からの移りが多数確認できる(墨移りはどちらを内側にして巻いても同様に発生し得る)。そこで、参考までに、この墨移りの状況について検討しておきたい。

但馬国正税帳C断簡の正集第二九巻第六紙第一五行の「馬皮壹張」の上方には、左文字となった「古乎万呂写書」の墨移りがある。転写元は、「馬皮壹張」の四行前にある第一一行の「酒貳斗陸升」の記載の紙背にあたる位置にあり、文字の中心で計って約九・九四cm離れた位置に墨移りしている。従って、紙の厚さを無視すれば、巻径は三・一六cmとなる(以下、天平十六年十二月の経師手実の墨移りに関わる計測数値は、実測値ではなく、『正倉院古文書影印集成』所収の写真上の計測に基づくものである)。

次に、第一七行と第一八行の上方に「民屯万呂写書」の墨移りがある。転写元は第一三行と第一四行の間の紙背にあたる位置にあり、同様に計測すると、距離は一〇・三〇cmで、巻径は三・四二cmとなる。

次に、第七紙第五行の「金漆塗桓甲壹拾参領」の上方に「林浄道写書一卷」の墨移りがある。転写元は第七紙第一行の紙背にあたる位置にあり、同様に計測すると、距離は九・五七cmで、巻径は三・一七cmとなる。次に、第七紙第一一行の「壹領无膊覆行滕」の上方に「既母白万呂写書二」の墨移りがある。転写元は、第七紙第六行の紙背にあたる位置にあり、距離は一一・五九cmで、巻径は三・六九cmとなる。

次に、第七紙第一五行の「買立傳馬壹拾貳疋」の上方に「王廣万呂写書一卷」の墨移りがある。転写元は、第七紙第一一行の紙背にあたる位置にあり、距離は九・九四cmで、巻径は三・一六cmとなる。

これ以後も点々と墨移りが確認でき、明瞭なものとしては、第八紙第一四行の「齋太政官通送免田租詔書来使」と第一五行の「拾日(使五日/将從五日)」の行間の上方に、「十七」の墨移りがある。これは第八紙第一一行の割書右行の「使五日」の紙背にあたる位置にある、志紀昨万呂の項の三行目「正用卅七」に続く割書右行が墨移りしたものである。

転写元との距離は、九・二cm、巻径は二・九三cmに復元できる。現在の正集成巻状況では、転写元は墨移り位置よりも約一行分の奥(左)に来るから、墨移りは現在よりも細く巻かれていた際に生じたことがわかる。

次に転写元のわかる顕著な墨移りとしては、但馬国正税帳E断簡の第一一紙の第一七行と第一八行の間の上方に「蜂」の墨移りがある。これは、四行前の紙背にあたる位置の「蜂田在人」の「蜂」の墨移りで、距離は九・七五cm、巻径は三・一一cmとなる。但し、この墨移りも現在の正集成巻状況では、転写元は墨移り位置よりも約一行分の奥(左)に来るから、墨移りは現在よりも細く巻かれていた際に生じたことになる。

こうした事例は但馬国正税帳F断簡の第一三紙の第一行の左傍の墨移り「天平十六年十二月十五日検人成」(転写元は丈部子虫の項の日付け)、

第六行の墨移り「天平十六年十二月十五日」(転写元は錦部大名の項目の日付け)、但馬国正税帳G断簡の第一四紙第六行と第七行の上方の墨移り「上」(転写元は忍海広次の項の順正論疏の重書訂正)においても同様に認められる。いずれも現在の巻きでは転写元は約一行分左(奥)に位置し、現在よりも細く巻かれていた際の墨移りとみななければならない。

墨移り関係をもう少し詳細に調べるならば、写経所文書の紙背に残された公文類の本来の巻物における位置、ひいては接続の順序が特定できるかも知れないが、正集第二九巻の但馬国正税帳の場合に、現在の復元順序と矛盾するような所見は得られなかった。

さて、縷々述べたが、ここで確認すべきことは、但馬国正税帳への手実の墨移りは、正集成巻後に生じたものではなく、写経所文書が帳簿の表として成巻されていた時期、すなわち手実帳の成巻から正集成巻によって表裏が改められるまでの間のどこかの時点で発生していると考えざるを得ないという事実である。

ただ、墨移りの状況からみると、因幡国戸籍の墨移りのように薄い墨が全面的に貼り付くような墨移りに比べると、移りは限定的、かつ集中的である。墨がまだ充分に乾かないうちに巻いたために墨を吸ってしまったというような雰囲気が濃厚である。ここでは十分な情報を汲み上げることはできないが、墨移りの状況も文書復元の素材たり得るという見通しは得られたと思う。

(8) 本文で述べたように、a・b・cに関わる人身掌握の機会として計帳の日が機能し、その結果が因幡国戸籍に反映したのは確実とみられる。但し、「上」・「新兵士」などの追記が計帳の日当日に正倉の現地でなされた可能性は充分あるが、合点付加の時点についてはなお別の可能性も考慮に入れておく必要があるかも知れない。というのは、これらに付され

た合点は、いずれも合点としては繊細に過ぎるとの印象を拭いきれない、いわば現場の臨場感に乏しいのである。

さりとて明確な代案が提示できるわけではないが、因幡国戸籍の浄書がさらに行われたと考え、身分変動のあった者について、確実に修正・転記したことを記録した合点とは考えるのはいかがであろうか。

(9) 本文前掲「正倉院戸籍調査概報(続一)」。本文前掲樋口論文もこの理解を踏襲している。

〔補註〕 第一八紙の墨移りのうち、釈読可能な第二行の「直」と第四行の「三」の位置関係は、第一六紙第一六行の「弟海部真床年廿一 中男」の「真」と第一四行の「妻海部直橋足女年廿三 正女」の「三」の位置関係と、ちょうど反転の関係にあるともみられる。本稿では否定したが、前者が後者の墨移りとするならば、墨移りは韓国形見解作成段階における第一八紙の貼り継ぎ後にも発生していることになり、墨移りはさらに複雑な様相を呈することになるが、今はその可能性が皆無ではないことの指摘にのみとどめておきたい。